# 觀世家譜

完

又 4
1662

門又伊4
號166之
卷

# 觀氏家譜

# 能楽餘録附言

此は前に神歌考を物せしをりふし思ひ得たる事ども、何くれと記しとゞめゆけば、はひろ此の一巻とはなりぬ、總て能楽者流の、後の考乃ぞしとも成なむ事を思ひ、己が見聞し限を記出て、事毎ふこれを解釈せり、然るが故に、云まほし限は、事長きをも厭こと多く、心ゆく際まで記せるが故に、甚くだ〳〵し況條多かれなむ、たゞ昔これの業に附たる説と云説どもは、おほかた外人の手ふ出し物ふしあれば、かゝるこの意得たがひて、説ひがめたる事らもいるを、かゑりて此の業に携はる人は、其をらの説を、よしとも、あしとも思ひたど

らで、然ふ事ふとやとのみ、おほらのふ思ひく有れが故、いよ
〳〵忠説のみ重増して、後ふ至るくは、何ら面とも悪しとも、分が
たくふむ成ふたふ、譬ば律呂の事を云ふ、学士は其理とば論
ふ面ども、音律の事ふ委しからず、まこと楽官は音律の方は知れ
ども、其ぐ義を暁らざるふぐ如し、然すぐふ今論ふ条〻は、唯其
ぐ惑を解すく欲せふ迄のしわざふく、強て人を驚のさむと
まはあらざれば、其は擾をよ〳〵ずと、各が隨意あむ、おのを栄
豆家の業として、此の流を汲をふとはいふ面ども、いと末ぐ末
とあふ生徒みして、加くやうの書著さむそ、まことふおふけ
なく、汗あゆる心ちすふれど、道の為ふは何らの事も得おも
もで、勤むなりけるを、たゞ此餘ふおもひ漏せし事ら、ホほ有歟
紀を、おのれは家の業ふ忙れしてされみは得穿鑿をゝば
ふむ、後ふ思ひえし事あらば、まこゝ〳〵物の序ふ記しもすべ
きぞかし、

橘園主人淺野栄足識

宮内省図書寮

# 観氏家譜

浅野橘園源栄足編輯

## 高祖清次

結崎治部秦宿祢清次は、小名観世丸若名三郎と云、後更めて観阿弥と云ふ、大徳寺中威、徳院の霊書録には、観世生一大夫の名しと弥ら観阿弥陀佛と記をり、生一太夫の名しと弥ら能楽者流の党は、生一某と称号せ不徒衆、かきし、ととも当時こきありて、宝生座の小鼓は、生一三郎、其子、生一孫四郎は観世方の末生あり、まゝ生一三郎が弟ふ、生一小四郎と云あり、是も宝生方の人ふして、謡手ありし笛は先太夫弟子ふく、倶ふ上手ありしとあり、又宮増太夫が弟子ふと、生一小次郎と云、ふあり、是は宝生方末生あり、たゝ観氏三世元重音阿弥の子、小次郎権守信光の自記ふと、竹田弥太郎、生一三郎は近代の上手ありと記をり、竹田弥太郎は、後ふ智徳太夫と云て、すあれ今春方、小鼓の始あり、その、ふ生一と称号をし徒是うの餘ふも尚あふ歟し、然るふ始祖清次観阿弥とば、生一太

夫を称号をし度は、観氏の家譜ふ見ぬ所ふきば、暫く疑ひを残して、後の考を待ふかむ、清次父は服部平元成と云て、本は伊賀國の甲族ふれ、清次は其ぞ三男ふして、後光厳天皇の大御代、將軍足利尊氏公の時、文和四年、伊賀國杉内と云所ふ生きぬ、初め服部元成三子を生然ふに春日大神嬪子ふ託して、其子神ふ享応楽を掌しめよとの神の告あるしを、父疑ひ思ひく可とをず、神の教ふ隨てざるしかば、其児やがて疾ふ卒しぬ、次男もまた亦ふして、いと恐ろ思ひく、父母季子を携へく、大和國ふ入順て春日大神ふ詣で、其季子清次を献じて、神の託を報ふ所ぬ、是ふ同國結崎村ふ移り住て、結崎村はそのかゝ観氏の所領ふして、世々五百石を領ぜしとあり、然ふ九世躬憲の時ふ至る故

ありて召上らき、其後二百五十石をば、扶持し賜もれる、やがて姓氏を更め、在名を以て氏とし、結崎秦某と名告る、世々神楽をば掌る、正名岡言ふ、姓結崎氏、名清次、其祖本姓秦、徒大和州、改服部氏と云ふは、支の前後を誤まり、既ふ輪林胡蘆集ふも、其先出自服部氏、乃伊賀州之甲族也、といひ、ゆゑ夫優者之伎、始于秦河勝、今為此伎者、皆其後胤也、蓋観世者、本系服部氏也、為神所託不可与衆優同議上焉也と云、又は作者部類の説ふ據て、其誤まりを知ぬし、清次二子を生、長を元清と云、後更て世阿弥と云、業を纘る、次を四郎太夫と云、また四郎左衛門とも云る、入道して宗夢と云る、此四郎大夫ふ二子あり、長を元重と云、後更て音阿弥と云、すなわち伯父元清の跡を継て、観氏三世の嗣となれる、次を弥三郎と云、後更て連阿弥と云、観世弥三郎は、幸松三郎の聟ふして、巨鼓を撃る、もと幸松三郎は、観世方巨鼓の初ふり、是ぞ兄の幸松次郎は、観世方小鼓

の初あり、正名閑言云、鼓吹師祖、横笛則牛氏也、二鼓則幸松氏
兄弟也、泰鼓則観阿氏也、今春氏信之叔父、世古楽師也、と云ふ、
牛氏とあるは、笛師牛太夫が支ふる、法名を牛阿と云ふ、同云、
相傳、笛師牛氏為祖、未知其人因循何譜也、或曰、初楽之傳也、授
受之間、弗可知矣、雖然、豈可謂無一辞邪、波我懸絶、口授轉々、髣髴
乎方音、加以保倚其音一変為古之譜一変為今之譜歟、理或然
乎、と云ふ、さて牛阿が弟子の、智賀比某と云は、二世元清の時
の吹手あり、おのゝ宝生方の笛師千太夫、おゝ河内の新座ゝ方
歳と云ふ者是らの三人は、皆牛阿が弟子ふゝ、何れも上手名
人あり、おゝ笛を傳ふ、支とおのゝ別ふゝ智賀比ゝは獅
々の笛を傳ふ、千太夫ゝは、神楽、乱聲、場囃鼓を傳ふしとあり、
おゝ泰鼓師泰親阿は、今春三郎が支ふり、とと今春方の人ふ
ふゝ、將軍義満公、観世座ふ召上らきて、観世方の泰鼓を聲ゝ
正名閑言云、梅媚妓曲、多無泰鼓乗度、此曲称曰吉作、亦復無矣、
又操塤然、古来有避賜流傳、斧彙而考則其
初不典夫横笛二鼓同時、次、將中絶而再興歟、おゝ観世と云ふ
称号は、とと清次の小名ゝ依とこゝ有、さふは父元成、清次
を奬ふて大和國ゝ移きふ時、遂て観音大士を崇敬すふが故

ゝ、おゝ長谷寺ふ詣て、慈子清次の安穏を祈ゝぬ、路ふゝ一人
の僧ゝ遇ふ、僧視て云若が子孫世の音聲を観ずふゝ宣ふ
也と云て忽ち姿を見ず、父意ゝ謂ふ、僧はすふもち大士ふこ
そはおゝしますゝ歟けきと思ふが故ゝ、其金言を載して、観世九
と名附し所の小名ふ依きふ称号あり、さふを氏の如く称号
すふは、時の人の称目すふ物あり、其は正名閑言ふ、一説、此覚
自謙不行氏族、或以其小名行譬如今春春藤是已、或以人所称
目譬如今春通加居寧楽作長府長府はいとゆふ土蔵ふゝ、其大信宅時人
目曰大蔵氏是已と云ふが如し、さきは観世の如きゝ當時人
の称目せし所ふ支を弁ふ歟、清次いまゝ童部の頃は、

散楽延年の徒として、其伎行ひたわしが、伎藝の才かしこく
て、其伎の妙ある故に、當時清次の徒をば、観世の散楽法師
と称号し、永和四年六月七日、京祇園舞神楽迎の時、將軍義
満、大和散楽御覧あるべきとて、四条東洞院に桟輔を構へ、観
世三郎清次を召て、其徒の童部をして伎藝行ましめて見物
あり、後押小路内大臣忠嗣公の、後愚昧記ふいもく、永和四
年六月七日雨下、及晩晴、今日祇園御楽迎也、而神輿
造替未事終之間、彼社頭神輿、同不出来、仍此間、年々無御輿迎
今年又同前也、然而於鉾前結構之大樹構桟敷、四条東洞院見
物之牛桟敷、賀州、守護、富樫介、経営、大樹命也、云、大和猿楽
児童、楽法師也、観世也、猿楽、被召加大樹桟輔見物也、と有、をいとも、観世
の称号は、初祖清の時より、呼来せふ称号ふして、いと旧き歟
ふるをば思ふべし、然ふ正名、岡言ふ、若夫観世、則當音阿弥時
人目曰観世、蓋取其祖父観字義、父世字、此説為迎と云ふは、考
のあき忘説をかし、さて後愚昧記の分注ふと、猿楽法師と有

を以て、昔の能楽の徒は、いそゆふ田楽法師の如く、凡く
頭剃たる僧形の者ありけむと思ふは非なるべし、能楽の徒の
姿は、今と昔も変ることなし、其は古き画に書ふ形を見て知
るべきあり、彼法師とても云ふ由は、舞伎の童形の總名ぞかし、
田楽法師の如きも、もとは童形の伎あるが故ふ、然称号せふ
物ふふ歟しいもゆふ延年舞の舞伎と、皆童形の伎ふく、其他
の役者は、凡く奥福寺の衆徒の行ひしふくと知るべし、はた猿
楽法師と云称号、旧くより世ふ称し、夏と見えて、既に東鑑十
四巻、建久五年の条ふ、閏八月大二日己未、御臺所、令帰鎌倉給、
今日彼岸初日也、七箇日之間可被修御仏事之故也云、於三
浦有小笠懸、昨日勝負云、其後於船中、奥遊、如棹一葉、参猿楽
小法師中太丸、参施藝上下解頤、と見えたふ小法師中太丸と
云ふもさふ舞伎をふす、童形の名ある、をと思ふ歟、此はそ
のかゝ手猿楽と世ふ称し、一種の雑伎ありしが、いもゆふ能
優俳儒ふどの鳴物伎ふしして、更に正風の散楽ふくは非し、真
は上下解頤ふど云ふふてと知きたりもと散楽と云ふ物は、
人を笑もしむふやうの、雑戯の名目ふくは非ふあり、それら
の混の由、もく散楽の由縁ふどは、能楽餘録に委しく弁置
ふを見て、きゝ由をば、知歟きあ見、さて童形ちそ、の間をさし
て、法師と称ふ事は、狂言の詞ふを、加ふ陪うしと云ふ夏あま

たあり、そは慈愛法師ふく、慈愛思ふ児を云ふ言あり、さふは足利の頃の俗習ふく、必ず寺僧ふらでを、凡て童形の者をさして、法師と称しあり、今を俗一向は、小児のほどを坊と云ふと坊主ふどを云ふ、其は江戸ふくと或は童僕を小僧ふどを云ふぞかし、加の塩蔵梅を、う欠ぼしと唱を、産め法師の意ふく、其形の田ふるをば、児の田一頃ふ思ひよせたふあり、さて序ふ云、凡て能の狂言の詞は、世俗ふ通し易からむを為ふ、其世の俗一向の語ふりて作ふ、物あり、其ゞ中ふと、殊ふ野卑ふふ語ふどは、心ふらいを以て、宜きは後ふ清次思ふとふらあり、ふる用捨して、絶ふもふを物あり、

て、古面より有來し舞歌の曲をば改め、丈夫ぶりの舞曲とふして、一曲一下舞ふふの當時こきを物真似といへり、かゝ今の如き一座習道書の細注ふ云、下座とは某の座と云ふ非ず、能一番を云ふふり、昔の能は無かりしあり、さて後ふ大内の今様宴曲ふ比面く、始く謡曲を制ふ、是を曲舞と号けぬ、是ぞ能と云樂の由て出來し本の根ざし

なふ、又のち其曲舞を本ふして、其ふ前後の曲辭いとゆふ久句を補足して制ふをしゞ、それやゞて今の一曲一番謡ふふして、さて能と云樂は出來しふわけ、されば今の能は、謡曲曲舞の一変せふ物なりさて此の能樂ふ面てのやうは、いとゆふ延年舞を補制し如き物と云面ふきども固よりふ主とふふ所ありて、和して流せざるの、本意傳受を宗とし、手舞足踏前後左右の方律正直の容儀厳重ふふは、いとゆふ能の能ふふ故縁ふして、朝廷の大儀大礼ふ奉ふこと、これ我能樂は、皇国の礼樂ふふとふり、灼然物ぞかし、能樂のもじめ、ふこれての支著して、をちく記し置ふも、実どもは、能樂系録と云書をあらざれども、彼書ふ譲ふて、今は略ふり、もこ能優須知観氏

五世之重入道祐賢の筆記ふと當家は申楽を始むとはいへど能を始ふと云あり、と有ず如く実ふ清次は能楽の始祖ふして、我観氏の優伎の諸家ふ冠たふ支、世の能楽の徒衆宜と尊み仰ぎらめやは、清次の制作せる能、作者部類ふは、十六曲見えたり、さて此能と云楽出来て、其と行ひ初しは、何ぞのかどく云ふ其は應永三年もじめて能と行ふと云事の旧記ふ見えたふ、是や世ふ今の能楽おこなふ支の始ならむ、同しく六年八月、清次肥後国ふ在しが、日々岩戸山の観世音ふ詣ず、或夜夢ふ花女一人来りて云、我は古し面の舞妓桧垣と云ふ媼ふふぞ、一説ふは、妓女千秋が支とあり、大士の命ふ因て汝ふ蘭節（ランビヤウ）の秘曲を傳むとく、奇節をは教ふ授けぬ、夢覚て清次心ふ激し、是と子息元清ふ傳ふ、いむゆふ桧垣の蘭節是あり、此它今春ふ住吉詣の乱拍子、むかし観氏六世元廣入道道見の時今春の兼流ふ、宮王大夫宗節と云あり、其子宮王大夫道三は、和泉国堺ふ住く、世ふ知られし茶支の好者あり、此道三、住吉詣の能をせし支ふあり、此能は童ふ乱拍子と舞とあり、其頃ふは今春方ふ有しふ今は亡たれ、むかし宮王と云は童名ふく本氏は竹田ふ支、ふすく道三は謡手ふあり、音曲を好て、諸役者ふ手をおこせたふ支多し、昔は観世今春と云ふ、謡の節ふども、さのみ違ざりしと、宮王方より我侭ふ謡出て、今はかくの如く違ふ多ふあり、と今春禅曲常ふ云しとあり、宝生ふ冊子洗の乱拍子ふど有て、各これらを、家の能と称せしとふむ、宝生方ふ桧垣の乱拍子あふなど云支、将軍家光公御記の支あり、今はしふ四座とそふ是ふき由申上し支旧記ふ見えたり、皆亡びて、只道成寺の乱拍子とのみ、諸家用ゆふ支とふりぬ、

同じき十三年五月四日、清次駿河国浅間明神の廣前ふく、法

樂の能おこなひしに、其日の能、ことに声華（ハナカ）して、貴賤褒美せしとなむ、然るに同月十五日（治板の花傳書には、十九日あり、五と九は、字形の似たるに故に、混き誤りしなり）、清次、年五十二にして卒しぬ、

干時應永十三丙戌年五月十五日

法名　妙智院力誉観阿宗音大居士

按ずるに、清次は、本國大和國に帰りて後に卒せしや、又は駿河國に在しほどの事なるや、夫ら詳らかならず、然るに今観阿弥、清次の墓所を尋ぬるに、何國に在と云事詳らかならず、かゝる甚墓所の詳らかならざるに附て、ひそかに事の由を考るに、ふるに、その駿河国に在し五月四日より、同じく十五日迄は、日数は纔に十二日の間なるに、彼所にて、何とれの始めとも調を極て、さて本國大和に帰着む事は、いと難かるべし、是らの由を以て思へば、帰路の間にてや卒せしならむ、さるは何國いづくの所にか葬て、其所に墓所も在しならむを、其世戦國の時にしあれば、世中物騒くて、後には、終に墓所在名の傳へも、失れし物なるべく思むるなり、尚後の考へをあらめ

二世元清

従五位下左衛門大夫秦元清代を嗣ぐ、元清小名は藤若丸、若名三郎と云、後に世阿弥と号す、元清美少年の頃、將軍義満公に愛幸せられ、義持義量義教の三世に歴仕し、伎藝の名人な

ふは云迄もなく、文学をもとゝし、諸道に通達して、頓智自在の
廣才なりしが、後に禪機を好て、一休和尚の奈徒なりしなり、
或時公方の御伽申せし時、何ふてゝ、謡曲一章作りて差上よ
との仰有しに、其侭次座退きく、ちぐし案じて在しが、頓て浮
船の謡を作りて捧ぬ、又義教公の時、御問有けるは、笛は竹に
由なれは、尤も理なれ、鼓は革ふ支ふきば、是も理なり、調は言
の風なれば、実も然であらむ、能とは何支ふや、こ迄不審と仰
らきければ、世阿弥答申けるは、能とは總名なり、能仕形と申
なきば、能は善なり、仕形は偏も、まゝ傍も土なり、形字の偏は土に非ず、
いかゞ、此形をすふなれば、大夫を花の真に譬迄、役者は其ご

下草なりと申上ふ、義教公重て仰けるは、まゝ大鼓といへば、
太鼓も大鼓なり、何なきば太鼓と云ふや、世阿弥申けるは、太
鼓は撥をいく、点をうち申すなり、故太鼓と申さむと答申上
けきば、座中感じいりぬ、世給ひしとなむ、是らは、取敢ず機轉の即答申上たるなるべく、
極意のさとりは非ずなむ、まゝ仕形の二字の如き、偏まゝ傍
も土なりと云ふ説も非ざるなり、さきどもさふ字義をば、物
の数とせて、仰の下ふ即答申せしは、いもゆふ當意即妙に
て、一時の奥を添し所なり、もゝ大鼓と云大鼓と云ふの如きも、
もゝ西なるを、さくは何きを其と惑し
のふぶ故に、仮の日印に、一方は、大字に一点を添て分ちし物
なるを、太鼓は撥をいく、点を打と答しは、太鼓の音をば思い
よりたる清聲なり是やぶく即妙の機轉なり、さふを、能と云
称号は、本かゝふ故縁、其はかく〳〵なりふどやうふ、甚むつ
かしげふ長々と申出たらむには人の心屈して、奥さむなきき
を、かく簡畧ふとり計ひて申上たふが、中々に趣の有とぞ
なり、かゝふ例は、貴人のこわたに奉仕らむ人の、常ふ意得た

らむ機縁あるべし。さて能と云称号の事は、已き前に能楽全録に、つぶさに論おきぬ。凡て元清一世のうち、奇妙不思議の説話どもあまこふして、記し尽しがたし。

今はその一二を記出たるあり、元清に男一女あり、長を十郎元雅と云、次を七郎次郎と云、女子は今春氏信に嫁せり、元清女を氏信に嫁せしめし時、婿引手物に父清次の作きね、松風の謡をば送きれ、氏信やがて正生（シテ）と末生（ワキ）と云、次第を補ひ添たれしとあり、今彼流流、松風の能に、正生と末生と云次第の有は、これの故縁にぞ有けるに、今春式部秦宿祢氏信は、即今春家の先祖にして、能楽にお記ての始祖なり、氏信、そもじめ元氏と云、小名今春丸、若名弥三郎落髪して禅竹と号せり、正名閑言云、氏信小名今春聰明絶倫人以其幼恵遂以小字氏号、又云、結婚元清相与肆業、と云い伝へ、まゝ氏信の自記に、祖父今春花翁鹿園院殿御前能召出さきて能をすゝめと記せり、かゝ事は今春と云は、祖父よりの称号なるべし、本氏は竹田なり、ゆゑに四満井とも別号すゝ由は或云、今春を四満井と云は、秦楽寺の北門の前に今春屋敷あり、其内に天照太神の御影八咫鏡を移し給ふ故に四満井と称ふなりと云、さゝ此今春の家はいと古くより傳来ふし散楽の家にして、そもず遠祖は、推古天皇の大御世に奉仕し、小徳冠秦造河勝よりも出て、此氏信はその河勝が遠孫なる秦宿祢氏安と云あり、その氏安よりは、二十九世の孫ふ、よし傳記に見えたり、加の氏安と云は、本朝文粋に、村上天皇の御製并散楽の御言問しふ、對文奉ぜし、散楽得業生正六位上行兼腹陣吉上、秦宿祢氏安これなり、かゝ、ぞ、この氏信が頃には、家衰なゝ、家職も絶々なりし旧家なれ、てゝ春日の神夏をもじめ、何くれの夏を、總ては観氏の執行もせし夏と見えたり、その由は、下の本文に見へたり、然に元清は、聟氏信が才を愛して、嫡子十郎元雅を退けぬ、元雅父の偏愛ふるを恨みて、弟七郎次郎七郎次郎が子に、三郎と云ありて、父子俱ふ、越智方の素敵を聟に、と俱ふ、国越智（ヲチ）村に別居しぬ、夫より邑名を以て氏

とし、越智十郎大夫と称号しぬ、かき世ふ越智観世と称日せ
ま、此座二代ばかり有て跡絶ぬ、十郎元雅は、長禄三巳卯年十
月九日卒、年六十五、法名大円と云、また元雅は、能上手ふ
て、その制する謡曲も、作者人此夏をいて元清を論言せかば、將
部類ふは、四番見えたき、
軍義持の思召ふ違ひて、佐渡島ま流されぬ、かくて彼所ま在
夏年あま、元清彼國ま在て制せふ、謡曲七番あり、世ふ佐渡の
七番と号とり、いちゆふ定家葛、三輪、三井寺、熊野、東北後ふ軒端梅と
云、檜垣、井筒、これあり、一説ま、松風、芭蕉、山姥の三曲をかく、佐
渡ふは誤あり、そは松風は
始祖清次の制すふ處、芭蕉山姥の二曲は今春氏信の作ふふ
夏を知ざふ故の僻夏あり、ゆゑ芭蕉の謡曲ま付て一説あり、
鐵石録云或人云謡曲の芭蕉は、今春氏列子周穆王篇、蕉鹿の
夢の夏を例き、夫よりして机案の
間ま挿ミおあり、其女は、弟子七大夫が妻あり、一日其女、家ふ
来ま、其草稿、机案間ふ在しを私ま西帰ま、夫七大夫ふ示す、

七大夫こきを字し、又妻ま命じて、故の所へ遣しむ、さて七大
夫節族を付たり、其頃勧進能あり、七大夫、男ま謂今度芭蕉と
いふ謡曲を舞むと欲すと云、今春氏これを覚ま然ま、ふむと
答是よりして、七大夫ふ作とふふ、といふ、さて此定家葛と
あふは今いまゆふ定家あり、東世とあるま新端梅の古名ふ
ま是むかあらず、曲名の昔と今と、沿革たふ物いと多し、凡
て物名ふ、頗もし況を略て呼むを、一の便義ふきど、或は其
意を失ふ事ふどと多し、其は此定家葛の如き、趣意眼目の葛
の字を略たふ、或は鼠梅と云梅の字を略きく、今は籠とのみ
ミ称ふどは、いと意ばきふく理ふきぶ如し、然ふふ籠梅を、籠
とのみ称ふ附くは、拠とす説あり、其は節憲漫録云、函籠
の事、此函ま常ふ矢配ま、矢結の皮ふど入置と、戦場間は、ふ
硯筆紙ふど入置き用意ふり、梅干をふふ故、籠の梅と云人は、
故実を知らぬ忘説ふり、源太ふ籠の梅は、大勢ふ取巻き、矢種
を盡せし故、敵ま謾きむ事を恐き、咲乱たふ梅の花を籠ふ
挿て、月夜明の遠目ま、矢種竭じと思せたふ臨時の智勇
ふり、故ふ謂度掛ふど致さてこそ、籠の梅と云事を大ま忌ふり、
と云ふ説もあれば、さふ由ふふ依て改称をふふくとやあ
うむかしかくふ例、こきらの然ま此七番の謡曲、世ふ流布せ
它ま、多ふふ例きふり、

ふで一休僧こまを獻覧ま備給ぬ、そこの中ふも定家葛の作、殊ふ勝きたる由、感感まし〳〵て、島ま在は不便の事ふりとて、
将軍家ふ仰をまして、やがて赦免あり記、さて元清帰国の後、
謡曲をば、百六十一番ふ定めぬ、日録こき大内の宴曲を擬さ
ふで故ふりと云ま、此曲数の変ふ附く説あり、下ふ記さ、按
変ふく、貴らの年月を経らきけむ、そきらの由、記し傳給し物
を見ねば、よくはさらず、節奏名数篇云、古昔秦氏株禁戎狄任
韎韐東憧々往来化其方音訛声病根、職此是由実秦曲之大疵
殺一斉衆楚、不能遽正、猶燎原之火不可撲滅也といひ、まさ閑
言解ま云、剛音ふく唱給ば、同じ調子ふきども、浮下浮位下の
三音を加ふ、三音皆大呂ま中ふ、大呂は黄鐘と、太簇の間の音
ふして、不祥の音と寸、然ふを強は日出度とすふは何事ぞや、
こきせ阿弥、伝渡より飯こち、彼国の音を傳来ふ給ふ、佐渡
は北の限ふく風気強き土地あり、故ふ世阿弥以来の音と見
ゆ、あどといひ、まさく実鑑抄の趣ふどま依きば、其新島守は、唯

かりそめの変ふは非で、其は自のこちらで、家族親族たち、ま
た一座の徒衆らを迫ま、皆ぶう卒て、彼所おく、許多の年月を
ば、おく〳〵きけむよと思ち、さりさきば、佐渡国まは、昔よ
ま能楽いと行なれて、今ま彼国の人々はふ変く能をたしむ
変国風とふりて、然ち変き身許の人ま、能をせざふは稀ふりとふむ、変ふ元清、應永七年四月、風
姿花傳書を著せり、其自筆の本の跋ま、千時応永七年庚辰卯
月十三日、従五位下左衛門大夫秦元清書
と記せりとふむ、此書観家は二部ありしが、一部は後ま将軍
家の御物とふれま、是らの変、六世元廣の譜ま記をふやうを
見給し、まこと世阿弥の名と仮て、偽作をふ花傳書世ふ板行せ
ふ本、まこ活板との両部あり、活板の方八冊は、古雅ふふ物ふ
ま、こはをや今春家の傳書ふ依く、加筆ふどせし、後人の偽作
の物のよし、或人は云ま、是らの変翁舞神哥考の別記ふといさ
さの論ひ、同じく十三年、父観阿弥清次と俱ふ、駿河国浅間明神
おけま、
の法楽の能行ひぬ、同じく二十一年二月十七日、元清ふはも
藝術成就の祈として、氏寺長谷寺ふ百箇日の参籠をしぶ、第

七十六日ふ、大士示現ありて、真言秘密妙の、印明を感得す、是いたゆる五法三道序破急の奥旨ふり、此時能の曲数を、六十六曲ふ定めぬ、これ日本国中の数を表せりとちむ、所謂数の能是ふり、同じく二十二年三月十五日、春日大神の廣前ふ立願せしふ、其夜大神、仮ふ三頭の鹿と現きまして、獅々乱、種々の秘曲の妙旨を示し給ふ、同じく八月、将軍義持、奈良ふ御参詣あり、御宴所も同じく赴たまふ、御供ふは、廣橋大納言兼宣、裏松頭左中弁義資、飛鳥井中将雅清、勧修寺右中弁経奥、廣橋廷尉、佐宣光卿をもじめ、管領畠尋、各供奉ふり、此時能楽田楽行もしめて、御覧ふり、管領細河岩栖院御機嫌を構ぬ、増阿弥

久次、こきを勧進しぬ、増阿弥久次は当時の仮面師ふり、今用ふる増女の仮面は、こきが作ふり、また増阿弥は、其頃仮面十作と称ぜし名匠の中の一人ふして、いまだ若ふ年、三光坊日光、福来、こきを始めとして、其它石川、赤鶴、越智氷見、得夫ふ支ふ、翁の面の作ふ多し、面の裏ふ福来作と彫たるを、ふく謡曲を制作もけふ、作者部類ふは、そ、作の謡、一番見えたり、其它ふも作きふ謡有ぬ、また能をもせしふど、それは上手の沙汰ふし、同じく二十四年、いをゆふ花傳書十冊成きそ、今世ふ流布すふ、寛文五年彫刻の花傳書八冊は、同じし二十六年、後人の偽作とふ物ふふ支は、既ふいまり、風姿妙二冊と著をり、同じく二十七年三月晦日、奥福寺の衆徒中云、元清ふ代ふ至りて、今春ふ家滅亡ふ及びぬ、是らは春日の神職ふふくて得あらまじ、紀散楽ふあれば、いたゆふ能を相傳して、今春ふ家を再興せさす為し、さらは神慮ふを遂

て、加護あらむ事疑なしと、再三の衆議評定しがたければ、
数通の起請文を執て、かくの如く今春氏信に相傳せしめぬ、
是ふたりて、今春の家、氏信が時に至りて、再び新あらざるが如し、
そのかし元清の女を今春氏信に嫁とりけるは、此前後の
間の事なるべし、あほ是らの由、おのき翁舞神哥考の附言に
も論ず、同じく三十年、神職妙傳二巻を著す、能優須知云、如今披見是もふほ頭
けり、
真実の書なり、永享二年三月九日、習道書一巻を著す、此書の発端ふ申楽
一座の人数、其役々習道の次第と書出て、終ふは為座中連人
云と書留たり、安永元年の頃十五世元章ぬし、此書に細注を
加へて、世ふ行れき、
し板本一冊あり、
著作ふで有けるもて、め元清豫て十郎元雅の用ふ中らざる
を知て、第四郎大夫が嫡子、三郎元重を養ひて後と為むとす

同じく三十四年青
十三日三宝院官御
能行さとらを満清准
后簾を巻て御覧
きとふ

ふに、元重辞して云、正統を廃し疎孽を立むは、いと不祥の事
なり、十郎元雅現に在り、何で亂嗣を棄て事やあらと否めど
も、元清は、元重が才を愛すふの故ふ、強て業を嗣しめぬ、然ふ
元清は康正元年七月二十二日、行年八十一ふして卒しぬ正名
岡言に、元清卒する時、八十三とあるは誤なり、
法名　普明院従五位下前金吾次将照誉世阿宗全大居士

## ○三世元重

三郎元重代を嗣ぐ、元重後ふ音阿弥と号ふ名いまだ考えず應永五
年、大和國結崎村ふ生れぬ、元重七男四女を生り、長を又三郎

正盛と云、業を濱に、次を與四郎と云、与四郎は法名宗観と云、
太鼓は今春三郎入道観阿ゞ弟子、小鼓は宮増五郎ゞ弟子、
今春観阿は、将軍義持の仰ありて、京座座召上らき、観世方の
太鼓を打、次を小次郎權守信光と云、小次郎權守信光は斉
拏を記、次を阿弥元重ゞ七男あり、正名
閑言は、三男とすふは誤あり、信光伎藝の妻ふ附て名誉の妻
どもは、爰ふ記し尽す能うらず、かき信光氏族傳を作りて、此
次の条は附録しぬ女子は宝生将監ゞ妻となれり、宝生将監は、世ふ隆
して、仮面を着ふふ不便あり、のき鼻宝生と云、鼻高く
仮面の裏を削りて着たりとあり、元重は、将軍義教義政の両
相公は事游て、愛幸せらき、伎藝の妙を究めし名人あり、況
ふ義父元清の先見空しからず、當時優伎は名を得し徒衆少
からざるは、天下は冠として、百世の後まで芳名を輝さ見し
は、此人ありけ也、嘉吉元年六月二十四日、赤松満祐ゞ宅ふて、

将軍義教、能楽御覧の時、義父世阿弥と倶は、能楽おこふひぬ、
此時赤松満祐ゞ、已ゞ宅ふく、能楽行もしめく、そき御覧あふ
ふ支はせて、将軍家を招請申しもたりしは、実は義教公を殺せ
むゞ為の設なりき、さくこそ変は出来ふなき其由は、老
人雑話云、赤松普光院殿を殺きし時は、能ありて、禍餌の中入
は刺殺せりとぞ、此時公方の帯とし服指は、板国光といふ名
物あり、本阿弥といふ同用ゞ、服差と日頃預き、死前、西度坂
出たふ科ふく、禁獄せらきけふとぞ、後ふ前表と知ぞ、坂国光
と云、本阿弥日蓮宗は帰依すふ変、此獄中ともと云、又云、赤松
記と云は、普光院殿と殺する時の変あり、もしとめ山名と赤松
と相変じて、普光院殿は出仕す、或時庭前ふ枯たふ松あるを、
山名見て云、あの赤松斬て棄申さむと、公方の前ふく云、赤
松さしと歌学は達せし口利者ふきば、山ふをゝと云ぞ、山名
ふ当てあり、是より弥中あしく、終ふ普光院殿を殺す、此赤松
は、因心ゞ三男、律師則祐ゞ子孫なり、満祐と云、此変の首尾具
ふ書ふ見えず、人の物語ふ云傳ふふり、同じく三年髄脳記二巻を著す、同じく五
月五日、将軍家、能楽御覧の時と、義父と倶は行ひぬ、此時世阿

弥元清、善知鳥の能はこの頃まつりしが、その翁の所作は附て、
奇代の名誉あり、是いとゆふ追打の翁の遊觴ふるむ、舞正語磨ゑ云、
嘉吉三年癸亥の五月五日ふ、公方の御前ゑて、観世世阿弥御
能たてまつるふうとふの翁の家中ふ、燕二匹飛来ゑ、舞臺の内を
飛ありくと、世阿弥きと見て、橋掛りすゑふしと走ゑ入く、燕
を一ツ打落し、やがて花の水衣の袖の下ふそ隠しけふ、残ふ一ツ
の燕、友を尋てきくと鳴けふを見て、ひらゑと飛て、持てふ杖
ふく燕を指く、親は空ふく血の泪をと語ひ出したりあまば、
簾中も庭上も、さぞ笑き直て寝美給ひけふとぞ、是よ文安年
ゑして、善知鳥の追打とて、翁ゑ秘傳の習ありとふも、文安年
中年号月日いま
だ詳ならば、勧進能樂行ひしゆ此時将軍家の桟敷をば管
領細川某弘源寺経管したりあき此は、世ふいたゆる勧進能と云
支出来て、第二度の観進ありあり、宝徳年中、将軍義政の母堂勝智
を慰めまゐらをむの為ふ、傳香林槍垣本典五郎吉久を誘ひ
て参りぬ、折ふし小鼓九上ゑあり、撃弄ゑむ支を吉久ふあと

郭洗馬入洛聴伎人歌言佳石朱倫問其由郭云不知朱倫笑曰御不識曲那得言佳郭言曰譬如見西施何式論姓名然後知美世説巻之三文学中之部郭洗馬入洛聴伎人歌言佳石朱倫問其由郭云不知朱倫笑曰御不識曲那得言佳郭言曰譬如見西施何式論姓名然後知美世説巻之三文学中之部

ら面給ふ、然きとも、笛謡とともふ其人あくして、進退維谷きり、
命の数なふふ及びて、やあく行ひぬ、笛し関ゑて又ととのれ
上ゑ置ぬ香琳側ふ在りこきを聴て云、郭洗馬ぶ、妓人歌を聴ぶ
如し、其曲調は何ふと問ゆば、こき置鼓ありあり、其節度は各称ゑ
称ゑと云ゑ、こきいとゆる置鼓の遊觴ありあり、正名図言云今小
鼓鼓人需号輙用之亦吉久之所傳也巨鼓乃鼓次第云、と云ゑ
えく吉久は、世ふ美濃権守と号す、即似
我ふ左衛門国廣ゲ祖父ありあり、五世之孫の時迄観世方ふく小鼓を撃しが、少し述懐の支あ
りて、今春方面行ゑ、此美濃権守は、當時権守と称ぜし伎藝通達の
四人のゆふふ、其一人ありあり、なほふ次郎権守信光の氏族傳ふ
とも云

**当時将軍家義政毎年正月四日は、殿中ふく御謡初の規式**
**行ひ給ひきて、観世大夫、祝章はの面まつふ支恒例ありあり、**

式次第ゑ云、正月四日、於殿中御謡初観世大夫、伎人少々伺候、
同五日、御成畠山館能御覧、同十日、伊勢守館御成能御覧、同十
四日、於殿中松囃子
家有」之と見えたり、

**今も大将軍家ふ毎年正月三日、御謡初**
**の規式行ひを給ひく、三座の徒衆、諸侯ふはこの面まつきふ支**

ふるが、別て観氏一人、四海浪の祝章つゝ座あつまる支は、
とと愛たき例ありき、寛正四年四月十六日、赤松次郎法師丸
が宅邸、伊勢守平貞親を招請の時、元重、子息又三郎正盛と倶
ふ能樂行ひぬ、今年八月十八日、義政の母堂、勝智院殿の孝養
あまゝ赦免ありぬ、其面々は、斎藤治部少輔、日野寿阿弥、佐々
木治部少輔観世座弥三郎笛吹又六、日蓮宗の僧日親坊等、其
余数知らずと云、是そも是らの人々は何ある科をか犯し
きむ知ぬうらず、此ぬゝ観世座弥三郎とあるは、則元重の弟
ユて、後ふ連阿弥と云、又弥三郎は幸松三郎が聟ふして同じ
く大鼓をば撃、まゝ笛吹又六とあるは、笛師智賀比氏が弟
子ふる、美濃又六ぞ支ふして、即先王太夫と云し者の親あり、
まゝ又六が子は、一六といひて、日吉左卫門尉国之ゝ笛をば
習え同じく五年四月洛東紀河原ふく、鞍馬山青松院法印勸
進として、日数三日の間、五日、七能樂行ふ、元重年六十七

ふして、子息又三郎正盛と倶ゝ能行ひ紀、此紀河原勸進能の支は、四世元盛の譜
は安しく記ぬり、同じく六年三月九日、花見の御游として、御院参あ
ゝ能ふ、御能奏らしめ給ふ、此時元重、年六十八ふして、石橋の
能行ひしが、其勇壮ふる見る人目を驚し、音を振ひく、諸人
感賞して已ざゝしとふる、同じく九月二十五日、南都一乗院
の御所ふく、御能行ゝせ給ふ、四座の優者を召ぬらしが、
観氏は別ふ罷顧あるゞ故ふ、其第一ゝ相せゝれく、其余の三
座は、閣として、次第を定め給ふるとこら、即金剛宝生今春加
之の如し、各、三番を行ひ、仍て能樂十二番の後、仰ゝ困て、又
鵜飼一番を元重ゝ重ゝの座ゝ、元重、年老たりとい座どと、

おのく一番を勤めぬ、總て能樂首尾十三番あり、番組略之
此時四座の正人立合の翁舞あるべし、奇代の奇觀ふして、世
ふ是と四翁列舞と称じて、當時人の美談せしとあり、此時の
蔭涼軒日録ふ妄実は、
しく記録せり、文正元年二月二十五日、飯尾肥前守之種が
宅ふ、將軍義政御臺所と俱ふ御成あり、て、御能御覧さらふ、元
重正盛同じくこれを行ひぬ、此夏の首尾は、正盛の譜ふ記せり、然ふる元
重は、文明五年六月二十二日、行年七十六ふして卒しぬ、山城
国継喜郡新村ふ、酬恩庵ふ遺骸をば葬れり、此時一休和尚
引導の文ふ云、
一休宗純　音阿弥下火
邯鄲旅客栄花枕　江口美人歌舞船
這是家傳眞面目　六輪一路轉風流
文明五癸巳六月二十二日
法名　海潮院梵叢音阿宗聲大居士

○四世政盛

又三郎政盛代目嗣、政盛小名鬼若丸と云、寛正五年四月洛東
紀河原山州名跡志云、紀河原は、下鴨社の東西及南ふあり、ふく、日数勧進の能五日、七日、十日、
凡て三日あり、張行の時、又三郎政盛子時年三十六大夫として、父元重入道
音阿弥と俱ふ能おこなひぬ、勧進能は、鞍馬山青松院善盛法

印千時年九十八あり、將軍義政、棧敷を構へて御覽あり、さて此日數の勸進能を、世ふは勸進能の權輿なりと傳へたきど其は非ふあり、此は勸進能と云事をじまりてらりは、第三度の勸進なり、夫らの夏、まさ此日數の能の夏どもは、別記ヨ參考して記し置ふ故ふ、彼記ヨ讓ヲて今は畧きぬ、同じく六年三月九日、花見の御遊として、御院參あるしふ、父音阿弥と俱ふ御能奏まつりぬ、同じく九月二十五日、一乘院の御所、御能ふと、父と俱ふ奏まつりぬこきらの夏音阿弥の譜ふ記し置ふが、如し、文正元年二月二十五日、赤刻飯尾肥前守之種の宅ゑ、將軍義政、御臺所と俱ふ御成ありて、御能行ゑらふ、正盛父音阿弥と俱ふ伺候申しぬ、御能樂屋は、淨華院塔頭、清涼菴を備用す、然間正親町面御築地、両方壞此次の文出食御能、いそのとらは、たむら、あるこの川、かんたま、三王、ろう太こ、かゝれよ、加きつえこ、はらの、いえふ、おんあミ、杭くに、ゑやうく、さるゝら、かんあミ、九て十三番あり、能註文は、公方ヨり下し給ヲしあり、御褒美方匹は、舞臺ヨ積とらる、其役者は、肥前守同苗衆あり、太刀黒二千匹太夫又三郎正盛こきを給ふ、二千匹音阿弥給ふあり、当日幕屋ゑ、柿五荷、折二合、まんちう、のし鮑、折は二尺五寸四方あり、まさ折十合、柿代二千匹、兼日二十四日、観世大夫宿所ゑ、明日幕屋用意として、注文折紙若党を以て是を下さふ、当日還御は、丑

杭くにとあるは何ニか可考

下刻あり、御沉醉御快然あり、御曳出物種々注文有之こまを進ず、
同廿六日例日の間、廿七日御引出物を持参す、早旦出仕申し
進物どと同じく持参す、進納の後、御服織物下し給ふ先規
あり、依て御太刀定秀こまを進上す、文明十年四月七日、將軍
家義尚御能行ふを給ふ正盛奏まつりぬ、爰ふ明應年中、細川
高國の宅亀、觀世大夫政盛、同じく三郎之重、五世祐賢今春太夫氏
元、二世宗印同じく八郎元安、三世禪鳳宝生太夫、金剛大夫ら、凡て六人
をして、一人毎ふ源氏供養の能をば、一番ばゝ舞しめ、これを
一日の能として、凡て六番と定め、能の品定めをでせらるゝけ
ふ、興あふ奇觀あり、政盛男子あり、三郎之重と云、業を纘ふ

文亀元年十月十五日政盛卒す、行年七十三
法名　真觀院清蒼松盛居士

○五世之重

三郎之重代ゝ嗣ぐ、之重小名鬼若丸、後更て祐賢と号す、明應
五年九月二十一日、將軍義澄奈良春日明神の廣前ふく、宴遊
の為、四座の優者を召て、三日の能楽行ふを給ふ、三郎之重、
子息四郎元廣と俱ふ御能奏まつりぬ、此時日吉又五郎と云
て新規の仕舞を偽作し、是を人ふ傳ふく、錄物を得むとも
し邪欲の事顯はて、二人俱ふ刑ふ行ふをむとせし支あり、甚
始末を尋ふ、実鑑抄云、先年日吉又五郎来て東山辺ふく座
中の會合あり、本座ふをば、觀世祐賢ふと出て関をと云、故は

如何体の事ぞと云へば、新規に仕舞を作り出して、其きたる事
を定め置き、拍子程合一同して是を囃し是を教むれば、錄を
定め取無しと云、祐賢聞て、例となく義理もなき事にきたる
けと何と定無き、当家には観阿弥、世阿弥、音阿弥、三代に定め
置し習物、事多く有事なり、それとさへ猿真似かぬるに増く外
は及びもなし、さきは能は、太夫より囃子物を育るを専とし、
囃子物は、大夫を育て、随分出来るやうにすれど、それさへ猿
にあらぬ事多し、拍子利、身きゝ、手きゝ、足きゝ、口利たる係に舞
出し、謡出し、吹出し、打出さば、えらぬ太夫は扇を持ながら、習
えぬ謡、笛鼓太鼓は、前に構無て打とせても、舞もをせで、斜眼あひ
て、盲目の火にあたれるが如く、ゑたゑたしくと云く果すむ、傍人
眼ありていうぐ僻事を許すむ、禍を知て必す改む、恐しくと
云事るが果して日吉難に逢り、ゑく意得無き物なり、さて日
吉が難の根本は、明應五年九月廿一日に、義澄公南の京、春日
の神祠の御宴遊あり、三日の御能なきば、四座ともに参り勤
むる、是に件の新作をえあるに、偽の僻として、更々ロー々心ー々、
に皆違ひ破きて、定置しきたるも、間經ぬきばうち忘まく、
あなさと斜眼こなさ無たぶやき、やうくにして能をえま
に、樂屋へ入く、あまが違ふ、是が咎とくあらそふ所に、大祢を
出して、習を受たまふ御小性衆、数多来り給ひ、上意と有て御

宗観ハ観世与四郎な
り

不審掛りもあるは、何とく定りたる大事と有所の、規矩に弛
みて見えけるぞ、御返事申上よとあり、御請を迷惑して、皆顔
を赤め、汗を流して、前後不覚に見えける所に、日吉申けるは、
真草行の替りの待合になく、規矩に違ひ候と申上る、当座の人
々も推し給無ども、不仁の着には、倶に論せず、さつと有らむと
宜無ば、実ぞと意得て、忘するしたわと思ひ侍べり、御能はてゝ、
相公仰をけるは、真草行とは、能の神忘にある近の事なりと、
先年観世が云聞をぬ、さては観世が偽なり、又は彼等が僻言ぞ、
安否を聞召分けて、非分を罪科に行たるべしと仰て、祐賢親子
と観世弥次郎を召て、海人の二段返し、定家の紐解程々の乱
などには、真双形の替りを有や、有の係に申上無し、返答の様子
によりて、死罪に仰付らるべしとなり、大事の御返事なきば、弥
次郎例の軽口も出ず、祐賢親子も膝震、黙然として、唯夢のや
うに思ひ居たる所に、頻に御使度々出て、返事遅しと責給無
ば、詮方なくて、ならひなきよう申上るやう海人の二段返しと
申は、一声の打込を宗観が誤て、余拍を打候を、権守が鼓になく、
面白く會釈あとを流して、打込候ひしより、二段返しと名附、
て、今に打申事なく候、やつこ定家の紐解は、先祖世阿弥、佐渡の
島に候ひし時、此定家を仕たるに、うち忘まて長譜の紐をい
すぐ結むざらに、えや引回しを取、候無ば、詮方なくて、二ッ節

紐を、西の袖に持添申し、序の次第を舞候を、笛鼓意得て、面白くとてあし候ひしをり、自然に仕る夏ふく御座候猩々の乱と申は、無紋の役に候ひて、春日の御相傳として、大夏に仕る所、只一つ御座候、天真独胡と仕舞理候て、れそ定を有て、定を仕る き夏ふく御座候、惣じてかやうの無紋の仕舞は、時の飾近に て候角は、真双形の稽古とあく、私の家には、さして大夏とも仕らむ候と、在の侍に御返答申上きは、いしとと包まず申 上たり先まのり帰る角しと、御省免を下されく、大息延く罷立ぬ、翌日さきく御評談あり、三度は真双形の稽 古とと申とうし、大夏と傳へ得へ、ときは、この事を御心を留らきて、 常々よく御覧ずるに、同じ夏一度とあし、さては諸人を誑の し、大録をこそ国賊ありと、御許諾一圏に極まて、死罪流罪に 行ふ角きを、今出川左府公御憐みを以て各不思議の命 を拭ふ、棟梁ときは、金剛と日吉と、二人咎に飯は、末代に子 孫後学の為に、此夏文亀二年三月細川政元宅亟、将軍義澄御 覧に書記し畢ぬ、

成ありて、宴遊の御能行もとら角、観世三郎之重、子息四郎元 廣、これを奏すりもぬ、永正二年二月、東山真葛原ふく今春八 郎元安禅門代に息七郎喜照四代宗瑞と俱に、

日数四日の勧進能行ひぬ、時に元安年五十二 或時細川高国 ありて、元安の女は、観世六代元廣に嫁せり、

殿ふく、能楽行をもられしに、三郎之重、遊行柳をせしに、花や かなる姿や小簾の隙云ふ、を謡角ら所ふく、ふと向の簾の内よ り美し紀唐猫の、首の飾に鈴付たるが、走り出く、長く引る首 の緒縄をそなへて、起ち轉ち、遊び狂角ふを、之重やがくすす ぐと走り寄て、其緒綱をば手に執ひの角て、手飼の虎の云 々と、仕舞を合をたわけきば、上下感に堪たわしとあむ、其後 高国殿、吉成神太夫と云者に、遊行柳をさらきしに、先の之 重が仕舞の、いと面白かりし夏ぞ思し出て、此度はるざと求め て、件のとり糸る風の香すわ、と謡角ふ真中へ、彼唐猫に緒綱 を付て簾中より追出さきき所を、得たりやとく、神太夫立 よりはく、やがく懐もとき所ふ、猫は太夫の仮面に怖て、息を 吹、毛を逆立て飛上り、簾にかき付吠怨きば、金に夏に人

こ奥さ免てこそ思えをけき、譬然ふ譬き例ありとも、態と拙
陋たふは舞ありとは、為ぬる劣る変あり、忽然と断ふ合たる仕
舞の、自ら理ふかを〈ふちどは、真の名人藝　凡く之重は、音阿
とと云ふきあり、と古人の云ふぞ宜ふ沿
弥以来の名人ふく、関寺小町をを為られし、名誉の人ありて
た東河原ふく、勧進能行をれし田傳記ふ　あれどと、年月ふど
詳ならず、之重二男一女あり、長を四郎元廣と云、業を纘ま、次
を新三郎と云て、副生を為しが、大鼓は檜垣本次郎太夫国
忠美濃権守ぶ子ふり、若名の弟子ふく、上手ありしとあむ、女
兵次郎、法名宗堀と云、
子は似我典左エ門国廣次郎太夫国忠ぶ子あり、ま嫁ぎり、永
正十六年三月廿五日之重卒す、壽数未詳
法名　福聚院海蒼祐賢居士

○六世元廣

四郎元廣代ま嗣、小名鬼若丸と云、後更て道見と号せり、今春
八郎元安ぶ女を娶ま て、四男一女を生ま、長を十郎と云、世ふ
駿河、十郎太夫と称せり、家藝を好まず、駿河ま在て、朝夕　東照神君の
御伽を申せり、昔観家ま、世阿弥著作の花傳書二部あましが、
一部は、十郎太夫遺物として、神君献上申をしが、今将軍
家の御物とふれま、今一部は、七世左近元忠受持して、観家ま
相傳ま、次を宗顕と云、諸藝通達の人あり、然ふふ左の眼瞎
ま て家嗣こと能ま ず、次を左近元忠と云、業を纘ま、次を四郎
重勝と云、宝生将監一国世ふ鼻高宝生と云ま、此人鼻高ま し
て、仮面着ふく紀ず故ふ、仮面の裏を

前ヨリ着たるとあむ、の後とあきヨ、時の人小宝生と号せり、小宝生重
勝一男一女あり、男子は、三郎元之と云、すなわち観氏八世元
尚是なり、女子は宝生道喜の妻となれり、小宝生重勝、伊勢国
ば、観世座右工門豊次と、同時ふ宮増弥左工門親賢より相傳
とう記、其時、伊勢大神宮の社師矢代太夫と云ふ人の宅の座
敷の前なる桁縁ふく、重勝豊次ヨリ舞ハ撃ハして習ふ、先
敷より習ひ覚ゆるふ本なりと有ふ因く、敷をばうく習ひて、
さて足をば、親賢云、両人とヨふ果報の人なるかくの如く、初
より能ふして習ふ事は昔より例なき事なりと云ヨとあむ、
此時豊次ヨ、太夫の足の舞踊、ヨ能の仕舞迄ヨ、同じく習
ひれりぬふ宝生はかくの如く敷よりよく習ひ得たふ故
ふ足よく、拍子利て、乱拍子殊ふ得手なりしとなり且身の軽
き仕手ふく鐘引上ふふ鐘の内ヨ取付居て、全身外よりは見
えず、軽くありく、内より下ヨ顕ヨ出たりしのば人く驚き感
しれりしとあむ、或年北條氏直能の師範ヨとて、宝生太夫を
招ふしヨ付て、重勝持病ヨ因く隠居すと申立く、小田原ふ下
ヨて、氏直ふ能を指南せんと元亀三年の頃、重勝彼地ふく卒せ

ヨとあむ、重勝常ふ云ふは、吾花傳書は、今春七郎喜照なりと
云ヨとあむ、かヨ重勝は、七郎喜照の能を似せたりとて、喜照
後ふ宗瑞
と云ヨ、女子は似我興左衛門国廣ふ嫁せり、興左工門国廣
五郎と云り、すなわち次郎太夫国忠ふ子ふく、美濃権守吉久
の孫なり、国廣ヨ権守ヨ成など、沙汰の有し上手なりしなり、
初は檜垣本興
将軍義晴、越後国朽木谷ふ御座在し時、浅葱調諸御免ありし
なり、さて似我と称号すふ事の由は、或時将軍義晴国廣ふ父
次郎太夫国忠ヨ、其方男子を設ぬと閉しは実ふやさらば
似我ヨ取立よとの御戯言有しふ因く、世の人国廣をば似我
と称号きり、此言の世話は、似我蜂と云ふ虫は、它の虫の子を
ば取来ヨて、似我々々と啼て、已ふ子ヨ生し立ふふり、似我と
は、我ふ似よと云ふ事なり、諺あふふ因くの戯言を仰せ
らきしなり、織田信長公、与左工門国廣ヨ、権守ヨふきよとの、
仰言有し事あり、然ふヨ権守ふ成たらむ時は、四座の従衆を
饗應して、引出物ふどすふ事、昔より定ヨきふ式なり、与左工
門国廣は、吾嘗者ふきとば、かゝふ例どと有を厭て、権守の職
をば、斟酌をしとふむ、のき再ひ其沙汰あらざりしとあむ、

永正十五年三月十七日、畠山式部少輔順光、将軍義植を已ず

宅座御成を申て、元廣を召て、御能奏すたらしむふ、此時今春
八郎元安をヒ俱ふ召き、御能元て十三番ふるが此内三番
をば、八郎元安奏すつ、ぬ、先規に依く、要脚万匹、舞臺ふ積を
ら弘、此役者の夏、第一番伊勢備中守第二番伊勢兵庫助第三
番伊勢因幡守、第四番伊勢又次郎、第五番伊勢右京亮、第六番
伊勢與一、第七番伊勢六郎左衛門尉、凡て七人こきを勤らふ、
田楽四人祇候、松阿堅阿藤阿遍阿、
今春大夫各に、折紙を下さふく、大永元年三月廿五日室町
の御所ふく、御能行をら弘、ふ、元廣こきを奏すたれぬ御
能凡て十二番ふり、此時御所の東面ふふ、櫻の御庭に数百枚
の猩々皮を継合をて、一面に是を布、中央ふふ木陰ふ錦縁

の二畳臺を置て、将軍家の御座所ふそ定らふ、さて其向の築
山に峻造の舞臺を建、谷を繞りて、渡殿をもたらし、橋掛をて、
舞臺の上には綾の水引幕を張り、柱は黒漆に塗て、金銀の金
物を打たりけるに、朝日影ふ照輝て、人々目を眩きり、寔ふ善
尽し美尽をふ結構ふそ有けふ、此奥宴は、細川高国、佐々木定
とふ　　横を殺害をむ為の設ふりし
む、同じく二年八月五日、伊勢守貞忠の亭、将軍義晴御成
ありて能御覧あり、御成未刻、公方様御十二歳、貞忠四十一歳、　元廣、たしめ、優者の
面々に折紙等下し置きぬ、此時十一献の用意ふりしのども、
将軍家御出乳に依て、五献召上らふ、献々ふ進上の御謡あり、
各夜更ぬ迄、御酒下さきしとふむ、爰ふ三輪の白離子は元廣、

の時より傳奏して暦々こゝを賞ぜし事あり、然るに今春彦九郎権守、或時三輪の白拍子を見て、嘲りて云、実ふたらしく恥し紀夏のふ、今春ふは此あきと、又増ちらむと云しとふむ、此彦九郎の後、権守ふ成と人せふたし、よく〻或時三座立合の能ゑ、元廣和布刈をとしゑ、其脇は坂戸四郎権守勤めたり、当時観世小次郎権守信光の弟子ふ、大蔵九郎能氏と云大鼓の上手あり、将軍義照、観世方座名上らきて、浅葱の調緒御免あり、此人茶の調緒ふくと撃きし事ふ、後ふは戒役をいと慢じたりしとあむ、よく〻其頃住吉の小春某として謡手あり、とと住吉明神の伶人の徒あり、今摂津大坂ふあふ、宝生流の、古番某は、其嫡流ありといへり、天文十九年三月九日元廣卒す寿数未詳、一説ふ元廣は大永二年ふ卒す、七世元忠十四歳の時ふと云ふといふのし、さくは本年天文十九年よりは、廿九年前ゑ当もりかく年数の相違きふ事、いとく不審あり、尚ちしく考ふ可し、

法名　普門院現蒼道見居士

○七世元忠法名宗節

尤近元忠代ゑ嗣く、元忠は、世ふ當太夫と称号せり、後更て一安齋宗節と号す、一生要らさふ、故ふ子あし、かも弟あふ宝生四郎重勝称小ゑ宝生一ゑ、一子、三郎元尚を養ひく、業を續しめぬさて尤近元忠は、能謡とゑふ、当時の上手ふく、観家ゑ有とあらゆふ大支の能ゑ、凡く残さずし人あり、もと〻乱拍子は、公方義晴上意あふゑ依て、宮増弥左衛門観賢相傳ゑり、或年京五條今の松原通玉造の社地ふく、初て勧進能行り観世小次郎長俊、未生を世り、さも傳記ふ見えし

所あきども、年月を
欠き、追て考ふべし、元忠、杜若の能は、白雛子をせうきし夏の
日、其時の相手は、大鼓大蔵二介、小鼓観世彦右衛門、太鼓似我
与左衛門、笛春日市右衛門、市右エ門は、笛彦兵エの弟子なり、扇
屋某と云ふ習ひたるあり、千野
与一左衛門卒して後、観世ふ笛あきず故なり、市右エ門吹、あり、
たるあり、今春通郁ふ笛字を貰ひく、春日と名告ふあり、
細川幽齋殿近江國青竜寺ふく能行なれし時、元忠西行櫻をせしが、
其西行櫻ふ舞働あり、此時笛師牛尾玄笛、楽屋ふて、元忠ふ向
ひく云、田舎合をふ依て、御能ふ逢ふ変こそ恭く侍れ、如何や
うふも仰をさとし給へしと云、其時元忠、笛をば鞘ふさらで
居させおとと云ふとあむ、さて西行櫻ふく、すもや数そふ時
の鼓と謡ひあうふ、鼓と太鼓の方をさして、働をば舞きし

とあり、或時元忠、興た衛門と同道ふく、他行をり、時与左衛門
は、長柄道服を着たわけふぶ、路ふく田舎人見咎て、あきぶ与
左衛門と云上手あふのと云しとあり、与左エ門行跡は宜こ
物毎ふ付て、とかく言をすれたるしとあり、卒すふみぎ見遺
言して云、後々観世座ふ吾太鼓の稽を学むむと思ふ者あら
ば、授ずあきあしとく、我書写さし傳書八冊、其外ふも書物彼
是ありしをば遺物として、殘らず元忠座贈ふ以、其書どもふ観
世与左衛門と託たり、然きども与左衛門は、観世の氏ふはふ
うざりしあり、さふぶ故ふ、存年中奈良ふく能屋ふ在し時と、
観家同苗の座ふは居む哀、あらうざふぶ故ふ、吾座西行ありと
云て、地謡衆の方ふ居たりしとあり、大兵ふく面長の人あり
しとあり、元忠の時寄らと撃し大鼓の上手は、高安與九衛門後ふ道喜
と云、あり、大鼓の筒をば、大形ふ好ミ初ミ人あり、すあもち観世
弥三郎元供の弟子あり、高安与左エ門は、謡をば、託徳せざふ
人ふく、弟子ふ鼓教ゆふ時は、とかく

謡をば見すまして、迷惑をしあるべし、自分能を囃す時分は、聊か失念あるべしとあり、奇特の良あり、かくの常の物書なは、片仮字のみ書とのたまふ、書状の通便も、凡て片仮字あるべしとも、摂津国平野村に住きり、人躰大小にして、威儀人に勝れたまふ、人と称して、高安慧比須と云しとあり、天文十四年三月廿二日、小田原の北條氏康、箱根の辯才を慰むが為に、四座の太夫を召よせて松原大明神の廣前にて、法楽の能七番行をしめ給、能終りて後、伶人舞童四人出て、泰平楽をぞ舞納めけり、同じく十五年十二月十九日、近江国坂本の神職、樹下成保が宅にて、新将軍家義輝御元服の儀式行をせらるゝに依て、元忠祝賀の為に伺候申しぬ、同月廿二日、弾正少弼定頼の旅館迄、新将軍家御成あるに因て、能楽行をせらる、尤近元忠、今春八郎喜勝と倶に伺候申し、次御能の次第、高砂観世太夫田村の野宮今春太夫大舞観世東岸居士の舎利今春八郎道成寺今春羽衣観世山姥の殺生石今春長正鶏立田観世芭蕉の岩船の松虫の猩々の凡て十五番なり、日出に及ひ、終日、録物五匹舞臺に積せらきて、左近元忠に下し賜へる、今春八郎に三千匹、日吉太夫に三千匹、各こきを頭載す、御供衆是を渡さるべし、役者あり、さて日吉太夫、嵐太夫、花に田楽長阿良阿元阿三人御庭に伺候きり、これ旧例に因て故あり、各折紙千匹ぢし、是を贈らる、同じく廿三日、元忠、又今春喜勝両人を召て、御能行をせらる、御能は難波梅元忠経政の熊野喜勝春日龍神元忠二人静の野守の邯鄲喜勝呉服元忠凡て八番あり、日

出ヨ及て御能終ル、舞臺の樂屋以下、折紙千匹相副テ、常在寺を遣はさる、弘治二年七月十日、松永久秀、布引山の城を結構して、主君三好長慶を請待し、饗應奔走の上ニ、左近元忠を能樂行もしめぬ、此時能終て、百韻の連哥あり、長慶本より乱舞堪能の閑え有るゆゑ、連哥は殊ニ名人ニ
ましとあり、永祿四年二月廿三日、三好筑前守義長ゴ宅ニ将軍義輝御成ありて、御能行もを御覧あり、御能凡て十四番、纏頭の鳥目一万匹下し賜もれ、同じく三月晦日、三好義長、五貫の御能、将軍家御成あり、御能御覧あり、四献ハ御簾を揚て、御能始めらる、貞孝舞臺を通る、樂屋ニ入、罷出ると申さる、則ち申あり、此時御簾揚ル申あり、紙ニ包みたる童しと御供衆御取あり、庭上ハ日吉太夫、光阿弥、元阿弥、御能以前ハ御前ニ向ひ、御能始ルて舞臺ニ向ひ申あり、御能ハ日の内ニ一番仕る、服の能より細雨降あり、大雨ハあらぬ、御能数の夜、老松、八島、熊野、春栄、松風、春日龍神、三輪、張良、野宮、野守、當六、自然居士、猩々、黒主、凡て十四番、吳服仕候ニ、観世大夫御座敷ニ召上られ舞申あり、御能以後ゑ御縁ニくうたひ申あり、舞臺燭臺二、狼烟ハ二所ニ在之、御能過て、鳥目舞臺ニ積きらる、五千匹は舞臺の右、五千匹は左ニ積きらる、御能過て、御謡の時、雨降ニ付て、大夫御縁ニ上ル、くうたひ申す、座の者は舞臺の端ニくうたひ申あり、樂屋ニ千匹遣ハさる、蠟燭折樽、当日ハ下さる、庭上ハ紙候の田樂、樂屋ニ、御能過て、三百匹ばゝ遣さる、折紙一重ニ調進、同じく閏三月二日後宴として、御供衆少々、攻衆少々、御部屋衆少々、申次同朋衆招請あり、廣橋殿、藤宰相殿、竹内三位殿、光儀あり、観世太

夫能行をせらる、初献の御肴参りて、能始め申さる、能をはじめさせい度は、加地権介あり、式三番以下常の如し、三千匹下し置る、當日樂屋料五百匹、三合三荷下し賜わる、能数十番あり、同じく六年、相國寺の際石橋ふく、左近元忠、子息三郎元尚と俱に、日数四日の勧進能行ひぬ、将軍義輝、拵敷を構へ御覧あり、服は観世小次郎元頼、大鼓は高安与九衛門ゐど出て勤む、第二日の能は、小次郎の張良を、二度芝居より所望しけきば、後の度は、弟子の堀池宗治と云者ゐきをたりとあむ、堀池宗治は、虎屋立巴と云者の弟あり、立巴は、元忠の弟子ゐて能をせり、宗治は堀池へ養子ゐ行しあり、小次郎元頼の弟子ゐく、服をせしのども、宜のうせ世の人、大小次郎あどと云ゆとあむ宗治の子をば、宗室と云しあ、是は能をせり、宗室一子あり、左兵ゐと云、同じく能をせり、同じく七年相国寺石橋ふく、子息元尚、日数四日の勧進能行ひし時、元忠も俱ゐ勤む、第二日三井寺の能元忠勤しあ、一声の中、公方御機敷より上意ありて、御九郎ゐして大夫出ばき旨ゐ付て、一声をば長々と撃しとあり大鼓は大蔵仁介、小鼓は観世彦右エ門ふり、第三日ゐ元忠山姥を勤む、翔の中、まゐ御機敷迫ゐ、さて御名残をしやと謡しく、舞臺迫帰りたきば、上下感じたりとあり、さて三輪の能、御乞ゐ依て、元忠これを勤めぬ、此三輪の能ゐ開口あり、金剛与次郎勤めぬ、まゐ此三輪の能御乞ありし時、似我与左エ門、御機敷より芝居を押分通りて、御所望ゐてまゐ通ゐぞと云、観世彦右エ門は、機敷の裏通り通ゐ申しゐ与左衛門の仕方をば悔をたりしとあむ、第四日元忠通ゐ町の翔の中、元

忠を御機敷留召れしゐ、元忠足流きむとしけふを、彦右衛門意得て、敷と流し打けふ以ふ、落たふ笠を取上て、あら晴の夜やと謡いて、仕舞けきば、上下感ぎしとあり、是いそ由ふ両夜の翔の盛觴ぞかし、元忠入道して一安斎宗節と号せ、天正十一年十一月五日、元忠卒す、行年七十五、洛陽報恩寺ゑ葬ふ老人雑話云、宗節は三郎也　東照宮御懇ふ

天正三年巳年　宗全卿春日の宮城ゆて関寺小町を動ム節観世方より加勢と七観世ゑ

観世方より加勢と七観世ゑ次郎豊勝高安与左エ門下向して見物す津京の後考右エ又次郎の父子宗郎独見聚く、両人とも ふ、三河ふく死せ、今ふ至て観世の家、御家の太夫ふ来る一ふは宗節一至剛大夫の能ハ如何ふと問年後あるは此故ありと云る、三郎は、則八世左近元尚ふり、

夫の能ハ如何ふと問年後ふらふと中す手ハいすこと故エ夫出来しやうふ見えき高のきのと問ふさやうふ高のきのと中す前掛手の珠の外ハ高く有しとふり此時巳年宗全卿年六十九ふり翌年卒歳ふて卒ふり　当時の上手ふり

## 法名　自在院観誉竹窓一安斎宗節居士

## ○八世元尚　法名宗全

左近元尚　初は元之と云、或は代を嗣く、小名三郎と云、則小宝元盛ともいへり、

生四郎重勝の子ふり、四郎重勝は六世元廣の四男ふるゆ、元宝生の嗣と成し故ふ、元廣の譜ふ出

忠子ふ紀ゆ故ふ、観家の嗣とふきり、観世小次郎元頼ゆ女を娶ゑて、四男を生、長を左近身愛と云、業と纘を、次を服部栖元と云、服部栖元は京ゑ住す、時ゑ元和二年六月晦日卒、行年四十八、法名宝室栖元と云、報恩寺ふ葬ゑ墓所ふは清源と記きり、栖元の一ふ、服部吉兵衛重正と云あり、後ふ福王家五代の嗣と ふゑて、茂兵衛盛親と云る、隠居して後、服部宗巴と号して、専ら素謡を業として、京師ゑ名あり、今世ゑ素謡の盛ゑ行を ふゝ事と成しは、おほむね此人ゆ始あり けふ、そもそもらの故の由ゆとは、左々木春行が著せ ふ、徒哥次を良順と授受傳と云書ゑ委しふきば、彼ふ譲ゆて、今は畧次を良順と云、次を服部三郎右衛門と云、三郎右エ門、後更て慶斎と号せ、安元戊子年六月九日卒、行年七十三、法名左近身愛腰誓の弟ふり、時ゑ慶忠山功臣居士、武州浅草寺町大教院ゑ葬、永禄六年相国石橋ふく、元忠入道宗節、日数四日の勧進能行ひしふ、元尚も同じく勤めゆ、同じく七年、ゆゑ相国寺石橋ふく、左近元尚勧進能

行ひしが義父宗節も俱ふ勧め奴、則五月十四日より、日数四日の張行あり、将軍義輝機敷を構へて御覧あるべしとて、摂家衆御門跡方、其它五山の長老衆より至る迄、皆こ機敷を構へて見物あり、初日定家の能、大鼓大蔵仁介、小鼓観世彦右衛門ありし所、御覧ぜよ身はあご浪のと云処を、仁介乗て打しふ、彦右エ門掛声ありしてぞふ打しのば、仁介やがて小鼓を付て打しとあり、大蔵仁介宗家は、今春の亀流、大蔵太夫道入が子あり、仁介後ふ道智と云、則今春九郎権守が甥孫あり、仁介六七歳の頃、九郎権守仁介を膝の上ふ置く、鼓を教へたわしが、いと苦用あきば、ちは柏子のよゆ者あり、後ふ立聞きぞと云しとあり、九郎卒して後は、今春源七郎古源七郎と云あどふ鼓を談合をしとあり、高安道成徳四郎次郎あど存生の中は、越後国ふ在しが、両人ふく成く後、越後を上ふて世ふ名を得し上手あり、此勧進能の時、仁介を雇ひしうば、やがて奈良より上ふて、おだの観世彦右エ門方へ挨拶ふ来ふ、鳥目三千匹音物として、今度の能ふ、我名の善悪を人ふ云きむは、一重ふ御分別次第ふて宜しく頼参ら出ふ由云しと云ふ、

ふ支ふしあきば、いかやうふと宜しく頼参ら出ふ由云しと

あり、然ふ第三日ふ、松風の能、おふ西人相手あり、一声ふ流を打しふ仁介頭ふ多く、打損ずしを、小鼓より了簡を加へ、しふ依て、閑咎むる者とあるわしとあり、其時樋口久左衛門、後ふ石州と云は閑知たるふや、後ふ其支を彦右エ門ふ問たわしとあり、仁介身は彦右衛門より噂をしとあり、

第二日服能頭取をしおらざふ前ふ、将軍義輝、細川兵部太輔藤孝後ふ幽齋と号ふ、を御使ふく、彦右衛門豊次ふ、浅黄調諸御免あり、時ふ彦右衛門年三十九あり、同じく十一年十月廿四日公方家、仮御所ふ於て、将軍宣下、祝賀の御能行をさらふ、左近元尚、父宗節と俱ふ奏ふたわ奴、御能は式三番、高砂、頭取小鼓、観世彦右衛門大鼓、大蔵仁介、太鼓、観世又三郎、笛長谷吉右衛門ありし、八島大鼓、三栖谷又兵衛、小鼓、幸四郎次郎、定家、一説ふ云、此時信長は、小鼓の誉き世ふ聞え有ふ依く、定家の能を打申さきよと、公方家御所望有しのどと、堅く辞し申て、打申さきざりたと云ふ、道成寺大蔵仁介、観世彦右衛門、観世又三郎、笛伊東宗十郎、猩々、祝言呉

服あり、老人雑話云、信長城を武衛陣に築き、公方を居て、慶賀
に、其日信長は小鼓を撃きしあり、長岡山斎は、老人に大歳長
じ十歳なりしかく、猩々を一番舞ひ、其時帰りに、門外にて、
盗人に、後の紐を切きし夏を
覚えありと語きり、と云へ、**此時の御能の夏、豫て御吉例の**
弓八幡を服能ふく、十三番と相定たまふ処に、信長諫申さふ
るは、諸国いまだ静ざる時節なるに、慰したる御遊は然るべ
からず、御祝の験を遂られんば、早く諸国の軍兵らに、御暇賜
ひ、帰国させ、休息させしめ然るべからむ由、執し申上るに依
て、今度の御能、俄に**五番**に定め給ふなり、元亀元年四月七日
**将軍義昭、二條新館御移徙祝賀の御能**行はせらる、**左近元尚**
奏せられぬ、今年、北野千本の東ふく、今春八郎安昭曲禅三月廿
三日より、日数三日の勧進能行ひし処初日に不

思議の珍変出来て、さしも思ひ設ぬし勧進能、唯一日にして、
張行の変遂すして止たりぬ、其変の由は舞正諸磨と云物に
いとく元亀元年三月廿三日より北野千本の松の東ふく、今
春八郎三日の勧進能行るべき、初日は珍変の云分出来たれば
一日ふく能をせられぬ事のやうを尋ぬるに、宮増弥左衛門
その頃は、いまだ五郎と云けるを、三番めの楊貴妃を離す、大
事の能おきは、観世弥次郎服に立ふ、あてしらひけるに、曲
舞の時分ふるわて、諸鼓は踏冠を合せ、自然の迫るを全と
係むきは、大夫面の内よりも、急げや避しと位を疾む、されば
どと服と小鼓と、日と日を見合せ是を聞いきず、終に押面
て能をせられぬ、楽屋迄入て、七郎がいとく、さしふくも大事
の能を、若き人ふもやさをして、舞きざふ事のうとてさよと、
傍ふよりはたぶや紀けふを宮増もやはり男の若者あれば、傍
ふふ小力おは新て、前半ふ差し、何とのたまふて大夫殿十
三ふて、漸殿の能をもやし初しよりの此のく、当観世大夫殿
の、折角の能を、度々うちしに、其位終ふ変らず、大事の能とは
位ふあらずや、何で御遊の面の内より、急げや避しとの
もやめ言葉、いはで序破急を相傳したまふで、抑いかるる事
でと云、七郎も短氣の者ふ、あれば、傍ふ立たふ力、遊執て御遊
は役者の事ふきば、例はいふまず、一座の大夫の母む位ふ

附たま魚、其はなじ能の出来を本意とせめ、と云けきば、宮
増かさ初く、能は其位よ德して仕舞ふこそ出来あれ、位ち
ぶひは不出来よと云七郎とかく我家の流ゆく、疾くすと
い面ば、流ちらば、此能は世阿弥作と始たゆゑして、三座とと
ふ舞ことあり、源は一ふて序破急を、四座一同ふ定おうき
し法ちらずや、其定きふ楊貴妃の位ふ仕たまへうしと云、
七郎又云くとかくはいらず、能をもやせて鼓ふきば、其位ふ
もやせと云、尤能をもやせとい面ども、鼓は謡を本意よた
て、能よしもやすと云事あり、我難ふくもあらじと云、七郎
又あざ笑ひて、謡をもじ究て大夫よ隨もずや、鼓まこ謡よ
ちさがふよく稽古したま面と云、弥次郎聞かねく云けふ
は、鼓を謡ふ忘たぶもず謡もまこ能よもこぶもじ、唯藝の
剛ふ附ちあり、ちはまきと云は上手ちあり、上手すふもちち物もあり
ちあり、能ふはそれ定まあり、是を知を上手と云、是を極を能
者と云極位を知を吉事とし、ちらざふを不吉として、言月
能と是を名附け、藝の數ふはいきぬあり、是を以て鼓謡ふ
たこがたざふところを世阿弥と、者ふ「定まりは、本地引取お
とりても、片地ふあもの節は用ひず」よく謡鼓大夫ふちこ
がもざふ奇ふ序破急の、かもそまきふ能の位ととも、ちらずは鼓
うはふうくふ忘、かくの如き例ちきば、善悪大夫ふしたが

ふよ非ず、能ふかきらず、方事ふ附て、非法則の用と聖人の
語もあり、よく傳受申さきよ、いざ選むとく、弥次郎親子楽
屋を立く出けきば宮増をもしめて、役者二十三人皆家を
ふか殺りけもは是まりして、西座の役者、いよく別々ふふふ
ところあり、

天正三年、往年中絶して有し、奈良新能、今年信長
再興ありて、津備中守殿見物あり、左近元尚、金剛兵衛と俱ふ
こきを勤む、金剛兵衛は、瘡毒よ依て、音声梟よ係ふ、梟金剛と異名す、

**此時観世方**

の服は、福王神右衛門、金剛方の服は、金剛又兵衛ちあり、此時金剛又兵
衛、服四番を勤む、其能は、服能閑口、繪馬、源氏供養、語問、張良、松
山鏡、こもらあり、此時見物の為よ、観世彦右エ門子息又次郎
を同道して下ま、又兵エふ張良の服を見く、さもてふ致せふ
物のふ、いやく小次郎元頼あどの為しは、又あれやうちふふ
支ふくは在ざりしと云ととあむ、小次郎元頼、此前年ふ卒し
たあ、ふ次郎なく成て後は、又兵衛の服をば、人と蔑たりとふ
む、又兵エは、本国播广の者ちあふ、服墨用ちあふよ依く、梟金剛
執立て、我座よ入て服をきをしとちあり、後ふ梟金剛の子、孫太

郎辛して、関白秀次、又兵術をば金剛太夫に御取立ありて家継ぎらるゝ以前関白殿仰ふく、又兵工乱拍子を勧し度あり、其時小鼓は、観世又次郎重次あり、さて又兵工乱拍子は宮王三郎鎧氏入道三入すれ相傳をしあり、此故由は宮王三入病気ふく、手自由あらず通塞して在しは又兵術の取次を以て、三好修理大夫、年々三入に合力あり、三入こゝをとうもしく思ふが故ふ、或時又兵工に云く云、我身のく煩ひく在ふるら、身命を継ぎふ度は、全く其許の取成の情に因ところあり、あれ何度ふくもあれ、意得ふと云むやと思ふ度あらば、望の度申聞らるまと云身の職ふは、さして不用の度あれと、年おろの思出ふ、乱拍子を傳授之まきらきまよと請て習ひたふあれと、其謂合をの時又次郎ふ委しく物語をしとあり、よく習ひ得て、拍子気味合少しを違たず、節を合たふが如くあきば、又次郎いと褒美に其時又兵工云、今迄はよと奥儀をば相傳あふまし如と疑い思ひく有しあり、今こそ真実の礼は申ふきと云く、仮面ふ向ひ、手を合をく伏拝こたわしとあり、又宮王三入は、小鼓とば、宮増弥左工門に習ひく、いと上手あり、乱拍子をく、弥左工門に相傳を受しあり、三入大坂に在し時、三好殿ふく観世度右工門、乱拍子の一調を撃し度あり、謡は木村某と云ふ者あり、木村は三好殿ふく常ふ伽をせし者あり、謡

光人雑記云、三好ト人云傳ハ、三好修理大夫ニ、細川ヲ滅シテ一家繁昌又修理大夫光秀ハ何度ふくもあれ、意得ふと申聞らるまと云身の職ふは、さして不用の度あれと、年おろの思出ふ、乱拍子を傳授之まきらきまよと請て習ひたふあれと、其謂合をの時又次郎ふ委しく物語をしとあり、よく習ひ得て、拍子気味合少しを違たず、節を合たふが如くあきば、又次郎いと褒美に其時又兵工云、今迄はよと奥儀をば相傳あふまし如と疑い思ひく有しあり、今こそ真実の礼は申ふきと云く、仮面ふ向ひ、手を合をく伏拝こたわしとあり、又宮王三入は、小鼓とば、宮増弥左工門に習ひく、いと上手あり、乱拍子をく、弥左工門に相傳を受しあり、三入大坂に在し時、三好殿ふく観世度右工門、乱拍子の一調を撃し度あり、謡は木村某と云ふ者あり、木村は三好殿ふく常ふ伽をせし者あり、謡

上手ふく、宮増弥左衛門の鼓ふくと、折々一調を謡ひし者ふて、謡ふ在り、此時宮王三入、側ふ在て、乱拍子の一調を聞ぬさて度右衛門、三入と因して帰るとて、路ふく三入云、今の一調一段ふ在じ如、我も弥左工殿ふおさく習ひぬ、そ、うし今は余ふそらく、しくこそもありたれ、童ねては少し分別あるかしと云しとあり、度右工門は、三入の関居て在ふ故ふ極意をば、撃たれ、さふくはいうぐ極意をば打絵き、ぞと云たわと、後ふ又次郎物語をしとあむ、

天正五年正月晦日、三河国ふく、左近元尚卒す、吉田了念寺ふ葬きり、行年四十二、元尚の石塔は、彼所の畠中ふ在とい伝わり、

法名　浄光院明誉玉庵宗金居士

○九世身愛号暮雨斎黒雪

左近身愛代を嗣く、身愛初は忠親と書しふ故あ、もて、後ふ身愛の字を改む、小名鬼若丸、後更て暮雨斎黒雪と号す、父元尚ふは、十二歳の時離きしの

ども、祖父宗節ゐは、十八歳迄添ひく、謡能委しく習えわ、そ
観世又九郎入道宗室、まこと古津宗印おどゐを習ひく、謡いと
上手なわ、身愛三子あわ、長を惣左衛門と云、小名初千世丸と
云を、後更て夢入と号を、慶長四年父身愛、聚楽ふく勧進能行
ひし時、同じく俱ゐ能をせしゐ、此時迄ゐ十歳ふわ、後は能ふを之
しくして嗣度あらを、時ふ寛文七年十月六日、夢入卒行年七十八、法名如幻夢入居士、報恩寺ふ葬れり、次を
左近重成と云、業を鑽を、次を宗世と云、俗名詳ふらず、時ゐ延宝七年十一月晦日卒、法名観楽宗世と云、爰ふ板倉伊賀守勝重殿、京都の諸司たわし時、身愛訴訟
の支あわしゐ、裁許心ふ任をざるゐ故ふ、観世の家は誰ふふ
をとと継を給をれとく、花傳書をば、水井宿直勝殿迄預け、髪を

断て、高野山ふ隠きぬ、さきどども、程ふく又心の如く成ぬふが
故ふ、元の如く召帰さ多ふ願き、頻ゐ仰あふふ依て、再び帰を
ぬ、此時所領結崎村五百石をば、召上らきて、二百五十石の御扶持賜もふ支と成しとあむ、天正七年十二
月江州安土ゐて織田信長桟敷を構へ、日数四日の能を行をしめ諸士を
召集て、こを伏見せしめらふ、同じく九年正月二日、安土の町人
どども、伝々水社ふ多く能を行ひ、鶴雁を調味し飲食して、信長を
祝賀す、同じく十年五月十九日、信長安土惣見寺ふく、東照宮を慰め奉らむゐ為ゐ、梅若太夫、まこ幸若八郎を召
て舞伎行もしむ、同じく十二年、観世彦右衛門、丹後国迄まのをしゐ、
細川兵部大夫藤孝入道幽齋、彦右衛門ゐ仰をらきて、古津宗
印ふ、道成寺の能行をしめらふ、此時樋口石州、丹波の梅若太夫おどを見物をしとあわ、又

此道成寺の能、幽斎所望せらるるしかば、宗印云、道成寺能の仕方は覚えず、さてもあらば、乱拍子はいまだ習はざる由申されば、幽斎の仰ふさらば、幸の変あり、宗印は彦右卫門とは、従弟の変ふしあきば、談合して致し申べきありと仰らるるに依て、彦右卫門則、同じく十三年十月廿日、三好中納言秀次卿、相傳をしとあむ、同じく十五年正月二日、豊臣秀吉、大坂城中ふく、謡初の式行たしめらる、同じく小早川隆景、吉川元長らを饗應して、能行たしめらる、同じく十五年正月二日、豊臣秀吉、大坂城中ふく、謡初の式行たしめらる、此時今春八郎安昭、四海浪の祝章奏ゑ、後ふ貞元竹友云、凡て謡方の衆中は、一四五調子不案内あり、且御謡初の調は双調ふ為と、今春太夫不案内ふく、平調は唱ひしは、不汐太の変ありと雖しとあり、竹友は千野与一左卫門の弟子ふ、久右卫門、観世新九郎ふど、皆こ竹友を師とし調子の変を習ひしと云ふ、同じく十六年七月廿九日、大和大納言秀長卿ふく、毛利三家、秀吉を饗應して、能行たしめらる、同じく十七年四月

前田利家、関白秀吉公を招請して、御能行たせらる、公卿武夫相従ひまして、拝領進上おのの差あり、同じく十八年、関白殿下北條征伐として、小田原御在陣の時、野陣ふ幕打回して、御能行たしを給ふ、諸軍勢其前を通行たらふ、何きも下馬して通る、此時渡辺半蔵も馬より下る、冑を脱く通るしふ、器量取よ如、天晴勇々しの武者ふりふ、殿下かきは誰ぞと尋ねひしとあり、此半蔵は、何方面在付てそ一万石は領地たし、とあり、さく徒て涼田中納言秀家卿の家来ふ、武辺名高き花房助兵衛秀勝ふ、下馬もせず、冑をも脱で通らむとたし、を番人どを見咎めく、何者ふぞは、御前をを憚らで、馬上ふく、は通るぞと咎けるを助兵衛ふ、馬上の侍ふて、大音ふく云、戦場ふて能をして遊ぶやうの如き、たたふたふ大将ふ如何く下馬ふ咎けむやと云く、其侍通るふぞらふ、秀吉の方面向て唾て通る如、秀吉是を聞て大く怒るやも秀家を早く呼との急使あきば、中納言殿は何変の起をしあらむと怪しとあるら急き参らきけきば、関白殿右の次第を演給ひく、助兵

衛をば、誅首申付べき由あまきは、中納言殿を驚きおぼし、強て御詫申上らるべきもあらじ、其侭座を起をうきて、一町ばかり帰らるべし時、関白殿ふと思慮あらせられて、秀家をば呼戻をよと仰あるべ、中納言殿は、又いのあるを仰言の有らむと、恐るゝ出らきしに、殿下仰あれけるは、一旦の怒ふく謝首をと申ては、あきと、流石の侍をば、さと成まじけきば、切腹申付べしとあきは、中納言殿畏るぬとて座をたち、又一町ばかりも帰らるべしと思ふ処に、又々思召かもりて呼戻さるゝ、中納言殿と又戻らきけきば、殿下仰あるは、今天下に我に向ひてかく放言せむ者、又あるべしと覚えぬ、あたき助兵衛は大剛の奴なるかゝる侍を殺さむは、惜き事なり、命をば助るに加増して召遣をきよと仰あり、此事武林隠見録と云物に見えたり、同年

天皇の御幸を申し奉り、御能奏ぜらるべし、此時良陽院殿足利義昭の先例として、細川兵部大夫藤孝を以て、観世又次郎重次に減黄の調緒を賜ふ、時に又次郎、年廿五なり、同年関白秀次、前田徳善院法渡らをきて、御能行なせ

ら るゝ、太夫は春日太夫道郁、下間少進法印なり、此日の能の変、服能白髭、春日太夫、大鼓大蔵平蔵に鼓観世又次郎相手なり、流八頭あり、井筒、下間少進、平調返あり、相手高安与右工門、又次郎、中村一増なり、松風少進相手与右工門、又次郎、貞光竹友なり、猩々乱少進相手大蔵道智、又次郎、伊藤安中なり、太鼓道智、又次郎、安中なり、以上（未詳）関寺小町少進相手、道智、又次郎、安中なり、以上（未詳）成寺少進相手、関寺小町、少進、相手、道智、又次郎、一日の間に秘変の習変ども、かくなかり行はし例、昔より閑ざる変あり、奇代の奇観と云はゝ、

天正十九年月日（未詳）関白秀次公、聚楽第太閤の御所に生御霊の御膳を捧たまふ、太閤兵北政所、京極松之助殿、淀殿御同座ふく御祝あり、御祝賀の御能行なを給ふ、大夫は観世左近身愛、今春八郎安昭、吳松新九郎を御懇ありて、当時四座の鰯頭のやうふ在しに、後みは太閤の思召ふ違ひ、上方の緋回とば差留らるゝに故ふ、吳松為方なくして、夫より江戸に下り、且て住まわ、ぶ吳松に支の始末は、江戸人知足軒友山と云ふは、何某殿の仕侍人ふ、年八十九歳の時ふ書ふ落穂集

と云ふ物ゝ云、其節迄は名あふ猿楽どもの、江戸下りを仕ふ義希ふふ折節、吳松太夫不憲ゝ罷下候をはく、武家町方ゝよりゞ、乱舞ゝ数奇たふ輩は、何きを吳松を馳走仕ふ中ゝも、大傳馬町ゝ罷在ゞ、五異者と申町人、乱舞を好候を以て、別く吳松を取持、町年寄佐久間ゝ子供迄をゝ吳松ゞ弟子ゝ付、我居宅の内ゝ舞臺を構へ、稽古能の奥行を始め、其後相談を相遂ゞ、吳松ゞ助勢の為、神田の社内ゝ於て、神支能を始め候節、町年寄どもの働を以て、江戸町中より出金致ゞ、夫を取集め、吳松方へ遣し候を以て、心安く渡世仕候とあり、其後右の吳松は相果て、子どもら幼少故ゝ、能奥行を相止候処ゝ、関ヶ原御一戦の以後の義は、四座の者どゝ、御当地へ罷下候ゝ付、神田神支能の義を再興致し、観世太夫方へ、相頼申し、座記ゝと有ゝ、ところゝ北條家繁昌の節、北條氏直能の師匠として、宝生四郎左エ門と申者を招き申さふ、夫ゝ付宝生太夫は、病気ゝ付隠居仕ふと申立く、小田原へ下り、氏直の舞を指南仕候より起り、て、小田原へ、恵く宝生流と罷成候処ゝ、天正十八年ゝ至り、北條家断絶故ゝ、氏直扶持人の役者どゝ、御当地へ罷出、渡世仕ゝ居申ゝ、右の如く吳松太夫より下り、神支能ゝ出、相勤し所、吳松相果し後、宝生太夫を長原敬し、吳松ゞ跡交ゝ取持候とあり、実否は存ぜゞ、我ら若年の頃

去る老人の物語ふく、承りたふ趣ゝ候ふ、右吳松太夫ゞ子孫の義は、今程、太々神楽打の頭とふ、ゞまゝ在候と云ゝ、

あり、太閤能組の次第御尋あふふ、吳松御答申て、服能白髭、第二忠則と次第を申上しふ、太閤閲召て、服能ゝは誓願寺を仕ふ様と仰出さふ、吳松ゞ仰ゞめ観世今春ともふ申上ふやうは、昔よりかふふ御祝儀の折ふどの、服能ふは、神祇の能を仕ふ度ふく、誓願寺ふどやらの能を、頭取服ふ仕ふ例かはて御座ふき由を申上ふ、さく誓願寺は如何ふる能ぞと仰らきしかば、吳松承りて、一遍と申聖人、如来の夢相ゝ因て、六字の名号を額ふ記して、堂面ゝ掛しかば、阿弥陀如来の来迎ふふ所を、舞申す、義ふく侍ゝ申上ふ、太閤さく〳〵目出度能ふく

こそあれ、其謂は、阿弥陀は、九品浄土の主として、正直の佛ゐるが、能ゐ出て舞ゐ〜むものの祈ゐれば、よく〳〵因位度度ゐであらむ、今日の脱能は、誓願寺ゐ及はあらじと仰うきて、それ疾く仕きと急ぎを給ふゐ、止度を得で、俄ゐ御脱能は、誓願寺を移しとゐむ、此度、武辺拾遺集と云物ゐ見えたり文禄二年太閤殿下朝鮮征代し給ふゐ付て、肥前国名護屋ゐ御在陣の時、観世左近身愛、今春八郎安昭、両人の家ゐ秘して、傳来をゐところの舞面どもを持く、両人倶ゐ、彼地迄参ゐ罷しとの台命を蒙り、辞ぢゐ度を得く、両家傳来の仮面ども、殊らぢ携迄持く、因年二月、両人名護屋ゐ参着し、やがく是をば呈しぬ、愛ゐして太閤いと悦びまして、是を新ゐ模写せよく思すところゐ、山城国宇治の醍醐ゐ、角坊と云者あり、彼者よく舞面を模すゐ、工ゐゐ由を聞して、人を遣はして、急き召呼を給ふが、日を逾て角坊おゐわぬ、太閤彼舞面を模さむ由の命を下し給ふ、角坊台命を受、十余日を経く、悉くこれを模して呈しぬ、太閤やがて執て比屋見たまふゐ、孰きを真いはきを模とと弁ぢ迄のらぢ、太閤いとく〳〵悦びまして、角坊ゐ、天下一の号を授よく思す、故東照宮、前田利家と倶ゐ相議し給ふゐ、同ゐ可からむとぞ申上さを給ふ、依りく太閤、角坊を召て、其術の工巧をば感賞し給ひ、白銀五十枚、并ゐ模面天下一の号を賜ひしかば、

角坊は、翁子の錦を披て帰きるを、人皆羨たりとあむ、かく太閤の俄の能の支を思し立給ふ支は、今年正月、秀吉名護屋に在陣まして、群臣正旦の賀儀を受給ふ時、城州山崎に在ふ暮松新九郎と云者、則今春の流を受し仕手なふ、正辰の賀祝を申さむ為名護屋の御陣に参るぬ、太閤仰せらく、我能を習て心を慰み、又は諸軍の労をも助むと思ふは如何と仰あり、新九郎一段の旨申上る、其時諸臣、是を聞く云、殿下年已に壮なら、唯冀くは止給もむ支をと云、或は殿下何ぞ児戯に数て能を嗜支をし給ふや、笑ふ甚き支あり、ど云、太閤遂に暮松を召て習い給ふ時に侍臣に仰せらく、舞狂の可否、揮扇の抑揚、汝等見く、必ず口を杜ふ支なかるべき、吾教誨を受むのみと仰らるぬ、其後太閤勤習頗る熟し、こゝふに於て、舞殿に於て、こきを高たまふ、見る者皆驚き称しぬ、こゝふに於て大名諸士と、相俱に遊舞し、或は能、或は狂言に遊娯す、さて後新九郎暇を申ふ、金銀衣服を賜もぬとあむ、老人雑話云、太閤肥前名護屋に御座ぬ時、吳松越後と云能太夫、御見舞に参る、其時より能を同じく五月御好ありて、御自分ふも度々ありさま候支あり、

太閤名護屋陣中迎観世左近身愛、今春八郎安照を召て御能行んとら ふ、其時海上に大船を浮べ、こきに舞臺を設て御能あり、此時観世又次郎重次に、演黄調諸を賜まて、異國の者どもふ見せよと仰らるしとあり、游宴既に終日ふして止ぬ、去四月、ふと太閤陣中ふ於て、御能行をもらきて、諸将を慰同じく三年三月三日、太閤御毋堂、たまふ、御能九番あり、大政所三回御忌御作善として、殿下高野山ふ登を給ふ、公卿武家、凡て麾従あり、四座の太夫、皆御供に召具をられ、當山青巌寺にて、法楽の御能行をを給ふ、衆徒悉く聚て奇観とす、一説云、此時太閤御追悼として、御詠に云、ちき人の形見の髪を手ふふきて、ぢくむに余る涙かな、ふしと、此時春岩寺、金剛寺、領千石寄附あり、其余諸堂造営あり、春岩寺に改む世に傳ふ高野四座の太夫を召て謡曲あり、笛を吹出もと、山中大ふ震動ふしふ依く、能を止て、下山ありしと云、此支市井雑談と云物ふを云、或は、此時あり、五十町ばかり下ふ、天

川と云所ゟ、俄ゟ舞臺を構ゑて、御能行そしめ給ひし共いへ
ゟ、何き実ありや、否やを考らむ、天の川の舞台は、四方正面ゟ
して、其柱ゟ所桐市正ら、台命を奉て奉行すと云銘文あり
て今を存ち、老人雑話云、太閤高野山御参詣の時、割粥を進
よと告たまふ、暫く有て、料理人調ゑて参らゝ、大ゟ喜て云、高
野ゟは白おき処あり、吾割粥を食む度を知る、持来ゟ料理人
ゟ覚の至ありと云、実は持来らば、俄ゟ多人根ゟく、俎の上ゟ
て、割粥とあり、後ゟ御次ゟ申けきば、大ゟ怒て云、無は
無と云く常の粥を出さむゟ、何の子細のあらむ、我カゟは、一
粒ゟい制として食むと心の侭ゟきどと、左様の奢たふ度は為
ぬ物ぞとて、怒らきしとぞ、ゟと将軍家譜云、一日、秀吉於大坂
本丸使今春八郎奏由已所新撰之三番之謡曲、其後秀吉練習
之、自鼓舞之使北廳見之と云、そいそゆふ三番は、高野参詣明
智討柴田ことゟあり、ゟと老人雑話ゟと云、太閤内裏ゟくの能、
度々の度ゟあり、其こゝろ謡を作て、明智討、高野詣ゟど云あり、高
野詣ゟは、大政所の幽霊出給ひてあら有難の御事やと云度
あり、太閤と東照宮と、加賀大納言殿と、三人狂言とあり、毛
利輝元、鼓を撃きし度ゟあり、通智相手ゟあふ度とあり、明智
討ゟ、明智ゟあふは、其頃山崎同じく四月八日、關白秀次、加賀
居りし、太夫、吳松ゟ

中納言殿御成あり、御能御覽どゟ、御能の度、高砂今春
太夫田村観世太夫源氏供養金剛太夫山姥今春太夫猩々宝
生太夫凡て五番あり、此時今春太夫、小袖一重、新庄駿河守
殿御奏者として是を賜ふ、観世大夫御同、柘植大炊殿御奏
者として是を賜ふ、金剛太夫御同、羽柴下総守殿御奏者と
して是を賜ふ、宝生太夫御同、稲葉兵庫殿御奏者として是
を賜ふ、鳥目三万匹、烏帽子頭、其人ゟくこきを積、此時今春
年四十六、観世左近将愛年二十九、八郎女昭
を秀次関白殿、又兵衛ゟ御懇あるて、金剛太夫は、金剛又兵衛ゟ
宝生太夫は、鼻金剛、同じく四年月日給ひ、
未詳太閤秀吉、関白殿下御御
未ゟ、道喜ゟ度あり、
成あり、御能行そらゟ、御能者、細畧之、御成の記云、御成し
義被為定い付ゟ、ゟ毛ゟ忘都部

し弥物被仰渡候ハヽ御成、堺伺として一段地走一四仕り
由望く存じ奉候ハヽ御調進と御意所大角与右衛
方後ハ仕り申候ハヽ我所望に
付申仕候と人数ハ読仕上京ハ
流関東 初献御盃参上て、御雑煮参て御銚子参と、御能始と同
流儀 初献御盃参上て、御雑煮参て御銚子参と、御能始と同
時ハ、式三番ハ以前御能過ハ間御拵ハ、御能過て献参納
む、幾度と狂言の間ハ御参ハ、御能の時楽屋ハ於て膳部方
の夏ハ、酒井宮内大輔、石河左衛門大夫、平岩主計允の方々甲
付ハ、ハ、御能の時、楽屋御膳部の夏、本膳たこ 焼物
和交 菜草 皆の物 鮒飯 二之膳 鯉こ 焼物
切のすほこ 椎茸 赤き 鮭 貝盛 丁汁 刺身
三之膳 鮭焼物 冷汁 菓子五種 薄皮 山の芋 羊羹
ハ、ハ、烏帽子肩の衆膳部方請取ハ、本多豊後守、鳥井彦右衛
門、牧野右馬允、小笠原信濃守の方々甲附ハ、ハ、ハ、今年関白秀次、

最林の僧法勇ハ余じて、謡曲百番、文辞を註解して、世ハ行を
しむ、こゝ世ハ謡曲の文辞、註釈の書の権輿ハ、按ハ増々抄
云、謡抄ハ、ハ、ハ、秀吉公の関白ハ、ハ、ハ、給ハ始し、五山の長老ハ
ハて書を給ハ、ハ、ハ、梅村ハ細筆ハ見ぬと云、ハて今春汎
の原本を以て、注釈ハ、ハ、物ハ、此書治字板と、小冊ハ、
の二本あり、治板廿冊の方ハ、百二番あり、此ハ已の家蔵ハ、
ところあり、ハ、ハ、後ハ版刻ハ、ハ、小冊の方ハ、百番ハして、両書
合て校ハ、全く同書ハ、ハ、と、治板ハ無物の、小冊の方
ハ入ハ、あるハ、小冊ハ無き物の、治板の方ハ有ハど、有無互
ハ異ハ、是ハ依ハ、ハ、ハ、ハ百番ハ限らざりしと、板刻
古ハ時、取捨して、数を改め定め成ハ、慶長二年、織田常真殿、左近身愛を召て、
能行をせらハ此時観世新九郎豊勝、又次郎重次ハ子ハ、則
孫ハ、いまハ幼稚ハして、小名山九と云しハ、今年やうく九
歳ハして、常真殿の江口の能を撃ハ、此江にの相手、大鼓ハ松
田忠五郎、笛ハ伊藤安中
ハ、序のおわしの謡を、安中吹遣ハ、山九もきと掛声し
て、柏子の程を教ハしハば、安中その声ハ附て、柏子をハば取直

し以、後九歳の幼童ふしてかゝる機轉感能ある事をば、人皆感ぜしとあり、東照宮度々御褒美ありしが、台德院殿御褒美として、御物の御筒、巴宿来、撫子、こまらこ、ととふ、豊勝ふ預け下し賜ひぬとあむ、同じく三年、奈良春日若宮御神夏往古よりの九月十七日を以て、御祭日と定め、執行ありしがども、新穀熟、さぐふ夏なりの、御祭禮は、其年の新穀成就の時を得て、本と出るなきは、今年よりの令として、則十一月廿七日ふ行れしく、四座の能、例の如く行れ、翌廿八日後日の能あり、此時、細男假屋と、神子の假屋とを以て、東西の樂屋ふ之をらひ用ひたり、今とは其例ふ因ところあり、

今年八月十八日、太閤秀吉公、伏見の城ふて薨去あり、世の人皆悲しき哀と奉り、御葬式は、翌四年二月十八日、酉ノ刻御出門あり、勅して伝歸謚、正一位豊国大明神と賜ふ、御葬式行列の家は、別紙ふあり、此公御在世の間、人の為むと云程の

夏は、如何ある夏ふ、なるも、為ずと云夏あらば、故世の人口ふ膾炙せるところ、尽す事ふ付て云むふ、さきば能の一夏ふ付て云むふ、筆紙ふ尽せども、其うち終一二を記し出く、當時をたのだむ人の便とせむ、さく太閤肥前の名護屋ふ御在陣の時、自身御能行ひ給ひしふ、其時舞の半ふ着たふところの仮面を脱ぎ、拍子方向ひて、やき待と仰をらふふ故ふ、何夏ふふも驚き止く同ひ待ところふ、太閤云、朝鮮表ふ兵粮米幾許下せ、急きて仕立差出せよと云付給ひしかば、仮面を着させよと仰らるて、又ととの如く立て舞出給ひしとあむ、中入前の、饗宴ふ能ありしが、其時太閤は、采女の御能あり、中入前の、饗宴ふ反ひ、ふき水の月と云ふ猿沢の、と云仕舞の処ふふ、猿沢のと云ふ文句ふ、軒見の諸人、太閤の面貌をば、ふと思い出し笑しさふ、何とふく座中ふとく、と物音ありて、さて御中入ありて、御樂屋ふふく太閤御褒美ふ向て、もらきく、只今中入前の仕舞何と在たふで、見物の座中物音せしは、定めて仕舞面白く思ひくの故あらむと仰らるる依て、御褒美とをじめの間は、いふふふ御咎めをや仰出さふらむと恐れをわしふ、かくふ仰言ふ心おち居て、ふ殿ふ軒見仕もし、直御悦申上しとば、太閤甚られしと思してや、中入後は、舞よりも切面倒て、種々仕舞をば、尽

し給ひしとある也、かく思ひもぞ寄るなる有けるぞやと云合ひく、御褒賞は奇異の恩ひをあしなりとあも、御褒賞の夏記録
に見えく、則御能褒申せ役ありとあり、当時はかいふ役義も
有けるなこそ、おく老人雑話云、太閤於禁中能を成さるる候時、
吳松も立合ふ能をす、又吳松をすふ時は、太閤長柄の刀を
帯し、帝の度の大中着を下て、橋掛の中程に立ふ、ぶう見物也、
能果けるふを、其侍立たるふ、よより、太夫装束を着ふぶう、腰
をかゞ免て通るけふきぞ、又云、或時太閤馬に騎て、鳥丸通を
参内せ、新在家の下女、四五人、赤前垂を掛て、出て見物せ、太閤
馬上より見て云、吳今我　内裏に禁中にふく能をすぶ、皆〻見物に
来よと仰せらるる、又云、太閤被物
下さるきば、同様に出て拝領し、肩に掛く入とぞ、又云、太閤或
時竿喜多殿ふく能を見物したまふ、庭に下り統ふ時に、東
照宮下るて、履を正しうす、太閤手を以て、肩を押さく、徳川殿
に履を直さを申せ、度同じく四年、聚楽にて、左近身受、子息初
めとのたまふとぞ、

千世丸と俱に、十月四日　処、延引して、四日初日と成ぬ、　より、
日数四日の勧進能行しぬ、貴組別紙あり、此時福王神右衛
門盛忠、七十九歳にて服を務めむ、

初日に定家の服、神右衛門あり、其時「百日頃は神無月」と唱し
て、十日余るをば除きぬ、此十月四日あれば、又第三日よ、
に塩の能、初千世丸あるぶ、服は神右衛門あり、此時に服の詞、
ふ〻紀やに貴賤群集云〻の文詞を除く、扨と大原野の花、貴
賤群集の其中に殊に色よき花を挿し、さを花やのに云ことを
唱能替たり、是文詞の中に殊に年たるたる老人と云夏のあ
るぶ、太夫少人ふるに似たるもしからぬを思ひく、かくは取
合をたれ、奇特の心附あり、と人皆感ぜしとあり、功の入たふ
服あり、
と云夏、初日に内府秀頼の御振舞として、御内衆、金阿弥陀を
以て、楽屋能調味を賜るぬ、第二日、同じく張井右近大夫これ
を執らるる、第三日、同じく山岡道阿弥陀佛あれを承るれる、
第四日、同じく御内衆板部岡江雪あり、板部岡江雪は、もと北
時氏直使者として、江雪以道上落せし時太閤対面ありく、田
条氏直の家来あり、当
長者と云ふとと、礼義の次第厳重ありと御感有しとあむ、氏直
没落以後、太閤能呂出さるぬ、江雪能に山西道阿弥、此両人は、
常に諸の御相手に参たり、さく江雪は元来伊豆国下田郷の

真言坊主あり、能筆あるが故に、北條氏直江雪をば召出して、能筆に仕たれば、是に依て伊豆嶋々の支をよく知たり、故に伊豆七嶋の差引を申付られきとあり、一年江雪、八丈島に仕置として渡海せしところに、江雪は滑稽の者にて、能をして見せむとて、笛鼓を好むが故に、いざ嶋の者どもに、能をして見せむとて、笛鼓を鳴して、定家の能を舞ひぬ、さて延ばとも、やはり定家葛と云所にて、座中と這回りて、たゞのふくと形は理られくに失ふけるを、と云へるを、這く幕内に入ぬ、嶋の者どもは是を見て、扨と称しや、這回りを始ふ姿の面白や、御国衆の能を初て見たりとあむ、此度を後に氏直の閑して、酒宴の時、江雪、嶋のくの定家をと所望あきば、奥ぶろへ通ふく、承りと申く舞たりとふむ、かく滑稽の者なはあきど、先戈弁舌人に勝き、其上仁義の道あるく、文武に達せし者あり、弓箭評定の時も、氏直一門家老衆の中に加はりしあり、是らの支、江雪の家来あるふ村田久兵衛と云る者の話ありとて、見閑集と云冊子に記せるが、益あきようなれども、珍らしと思ひく、記し初日に、能始まるふ前に、増田右衛門尉殿、島田百貫文と免状、小袖三重、舞臺へ積置せらるきぬ、此は内府の御意に依て、御使

として、下奉行榎並之助殿、大坂より上京あるふ物あり、此時桟敷の数、凡て八十三軒あり、其余は材木屋桟敷三軒、同じく六年、大坂城中御能行なられし時、左近身愛、安宅の能ふく、小鼓観世又次郎重次、大鼓は大蔵平蔵相手あり、其云合せの時、道行の謡方、観今の替りの有処あるど、聞合をたりしに、勧進帳は両人俱に謂合さるるしあど、聊も規矩違はざりしとあむ、同じく十一年八月七日、禁裏御能御覧あり、左近身愛、八郎安昭御能奏せられ、同じく十九年八月、東照宮駿河の御座在し時、今春又左衛門重家（今春八郎喜勝入道牛連の弟あり、太鼓を似我与左エ門国廣に習ふ）の子、左吉重次駿河に参り、支に、東照宮、左吉重次に、太鼓堪能ふ

ふ伐感じ思すゞの故を、今春座を改めて、観世座ゝ仰付られむ
の旨命あり、則本多上野介正純駿府御所御老中 永井右近大夫直勝
駿府御所附近侍 釣命を奉りて、こゝ八月廿日の支ゝ、奉書を今春八郎安昭を
賜ひぬ、時ゝ八郎安昭大坂城中ゝ在り、此御奉書を拜して、則
御請の返状をば献じ奉らせ、前ありて、其返状をば左近身
愛ゝ畀て、後券とゝ為しめ給ふ、此は左吉重次として、旧座座復
らしめざらむを思すゞの故とゝあむ、其時本多上野介殿左近身
愛並ゝ座中の老者を喚び、左吉重次を、観世の号を称せしめ
給ふむ由の命を述給ふ、身愛命のおもふ旨承伏し奉りて、其
後祖父元忠入道宗節卍遺物として賜りし処の似我ゝ左衛
門国廣の自筆の書物どもを、悉く左吉重次ゝ授ゝ与奉り、片
紙遺漏する支ゝし、是よりして後、観世左吉重次と名告りぬ、
元和二年三月廿九日、東照宮、太政大臣御轉任御祝賀として、公家衆御饗應の御能奏ゝ仕まつりぬ、同じく七年、子息三十郎
重成、江戸神田みゝ、日数の勧進能行ひしゝ、身愛も俱ゝ勤た
り、寛永三年十二月九日、身愛入道黒雪卒す、年六十一、
法名 恵観院窓蒼聰雲暮閑齋黒雪居士

○十世重成号似閑齋安休

左近重成代り嗣、小名三十郎、後更めく、似閑齋安休と号せり、

三子を生、長を三十郎重行と云、早世し畏、法名了空と云、次を左近重清と云、業を讃ず、次を服部重治と云、後更めて玄入と号す、則十三世織部滋章の父なり、時に宝永六年二月六日玄入卒す、法名念称院真誉豊山玄入居士と云、玄入の先妻、法名宝樹昌栄禅尼と云、子は則織部滋章の実母なり、後妻は、渕野太左エ門栄次が義子の女にて、名を廉と云、ま、玄入まおくりて後、貞春尼と云、夫より二十年だゝまた存命して、享保十四年六月十三日に卒し畏、法名覚寿院正誉貞春禅尼と云、報恩寺に葬ま畏、元和七年、左近重成、父身愛入道黒雪と倶に、江戸神田に住く、日数勧進能行ひ畏、今年八月廿一日、今春八郎三禅曲は牛連の二男にして、たゞし、安昭入道禅曲、卒す、年七十に成く在しが、兄小禅鳳死して後、取返をしなり、禅曲は大男くして、格好あしき人なりしとなむ、さればおとて後は成がたし、人皆云しとなむ、松風の能に、そなる松のなたらしや、と松に取付く仕舞は、作物少し高ひず故に、足を爪だてしに依く、松風昇、猿と云く、見物皆笑しとなむ、然に後は近代の上手に成し人なり、元来拍子方堪能なる仕手なり、南都八ハヂの宮移の能の時、鼻金剛と、今春八郎立合の能なりず、此時父牛連参ふ屈く申さるしを、八郎止めて云、金剛は當時の人皆もてもやをり、年めして立合給もむとしかゞなり、我は若年なれ、ま、ものしとくも若しからじとて、行く能をもて、鼻金剛は、已お孫の如き者を、相手に能せむは、おとなげなしと云く笑ひしとなむ、さく鼻金剛の歸に、八郎務し処、[illegible]で見苦しくも無りけるに、さてもも若今春、父牛連に[illegible]ゆ、[illegible]堪もれら免、奇特なりと人皆云しとなむ、此同じく九年四月五日、南都水は禅曲、年十八九の頃の事なり、此時喧嘩出来て、双傷に及ひ甚馳働せ屋社、神事の能楽あり、しとなむ、さて此能行ふ時、にし雨天なきば、社門の敷居をば、取除く務むに、夏日例なりとなむ、

## 寛永年中

年月日追て考証記ずべし、院御所様、両日の御能御覧あり、左近重成、喜多七太夫、両日倶に立合の能あり、後日の御能、南寺小町は、七太夫なり、大鼓葛野九郎兵衛、小鼓幸小左エ門、笛は夷田庄兵エなり、たゞし笛は、春日市右エ門なりしが、調合の時、金を舞のこらずきに依く、市右エ門断ま を立く吹ざるに故に、庄兵エ代まて勤たり、さ

て此関寺小町の能、甚だ古くふるき変ふして、言語ふ絶たる変ど
とあわとく、昔の話ども関傳亜者ら、會合しては、我伝ふふ
手作を変せし変まと云会、もしも、此変将軍家光公の御聴ま
達して四座の頭取をもしめ、役者は狂言師迄をも、太田備中
守殿亜召呼とらきく、種々御穿鑿あり、皆く習いたふやう、
又今度の関寺いかゞと云変どもとば、備中守殿家老河野嘉
右工門孔筆ふく、皆くの中今をば書付ら弓、此時観世左右工
門元信は、左近重成の次座ふ召出さる弓、庄右衛門元信申て云、
関寺小町の能、観世方よは、五代之重入道祐賢迄は、代々勤た
る、今春方ふは、三代元安入道禅鳳迄は敦ち、其後は織田信
長公の時、薪の能御再興あり、関寺小町を勤たり、此時観世方より加勢として、
ふく、梟金剛、関寺小町を勤たり、春日の宮城
又次郎重次、高安与右工門、西人金剛方亜行て見たりし詰、
まく下間少進の関寺をば、大蔵道智と又次郎[illegible]次相手ふく
撃たる変、近き頃まく大蔵道意見物せし時、新九郎豊勝、大蔵
源右工門相手ふく撃たる詰、まく宮増弥左工門すり、彦右工
門豊次亜相傳せし時の心持の詰ども、凡て残さく申上し旨、
書付ら弓、備中殿閲届ら弓、先は昔よりの手附き、正しく記憶
して詰き弓物ふ変、と感ぢらふ、尚も此上憚あきども、上
様の花傳書ふと、関寺と名を拳記し有変はも亜ら、唯老女

老人の仕様と記く候たむ、我と出座仕ふといふ亜ども、鼓の撥
亜ふ係を居たふふ故ふ、ちふと閲及し申さず、我ら方ふ相傳
したる弓心持の習はかやうふふふ、他は手附き習ふど慥ふふ
ふ、御尋ともあきかしと申上ぬさく四座の頭取役者も、慥ふは
ふあとも申上がこけきども、此能ふ申上ぬき変ふき旨申上、
ぬさて重ての上意ふは、関寺の雛子のやう、洛中の評よりし
からば、まく四座の者どもの申上ふ旨と同変ふり、其上ふも、最
前御前ふく仰付ら弓し時の位と院の御所ふく仕ま弓し時の
位とは、相違ある弓旨閲及亜り、兎角ふく紀如原め手作を変ま
こそ、後代の擬ふ、四人の者ども島亜遣はさる亜しとて、御叱
ま込さをらきく、其人々、宮増弥左衛門、彦右衛門、
半年余ま、戸を閉籠きき、

## 二條御城亜、四座の太夫を召て、御能奏申仕らしめ給ふ、

寛永十一年、将軍家光公御上洛ふり、此時京町
中亜、御銀下し賜ま弓し、町々ふく斬役を以て割付頭戴ち り、
此時観世屋敷裏門口は、元北小路町ふ、其町内ふく、
割付頭戴の請取連名の記録ふは、観世左近、福王茂兵工と二
名を記して、今を町内ふ存せりとふむ、元北小路町と云は、今
出川通大宮西亜入町ふして、則北側ふ裏門在しあり、其門の
東ふて、表口五間三尺七寸の地面をば、身愛入道黒雲、弟ふる弓

服部栖元種課を与へられしを、栖元の子、福王茂兵工盛親入道宗巴こきを受継くよりあり、宗巴子茂兵工盛信入道宗碩同じく宗碩の室、智清尼と云、ふぶ時迄持傳無しぶ、智清尼死去の後此宅をば、引拂ひ、地面をば、返し戻されしとあむ、

同じく十七年十一月廿九日、将軍家、御饗宴の御能行

てさらふ、此時観世左吉重次ふ、紫調御免ありり、

其時御老中侯四位阿部對馬守殿、御簾の内より調緒を持出て、太田備中守殿、紫緞子を渡けく、俱ふ舞台ふ登りて、左近重成と俱ふ、観世左吉を召出て、対馬守殿思許の旨を述らきければ、備中守殿紫の調緒を、金泥扇ふ居く、こきを左吉ふ畀面給ふ、又重ねて台命ありり、仰我ふ左工門は、往昔の佳名ありり、以後ふ左工門と称ふ盛しとの仰有しうどと、左吉辞退して、御請申さぐるしとあり、ふ日ごと重ねて旨あふぶ故ふ後は与左工門と名告きり、翌十八年二月、南都薪の能ふ、左吉紫調を以く、三輪の能を撃ふ、太夫今春八郎あり、ふ南大門ふく、海人、猩々乱を務む、太夫は金剛右京あり、凡く三番とふ、其撥を執ふ、

正保三年京都七本松ふく、左近重成、子息三十郎重行と

俱ふ日数勧進能行ひぬ、此時観世左吉重次役の内ふ、三輪の能ありり、観世新九郎豊勝、左吉ふ三輪の神楽ふ三頭を撃きよと云、左吉云傳書ふ三頭銅拍子の支あく記しありといふ迄ども、直傳せざるふ支あきば如何ありと云て、堅く酬酌ふ、其許の代ふく失ふば、後々流儀ふ、其傳ふぶ留きあり、さらば談合申さむと、得と云合せくさて当日三頭の意を撃しとあり、左吉奇特の申支ありと新九郎感ぜらきしとあむ、

**慶安元年五月十二日、**

東照宮御回忌三十三年ふ付、御能行ふを給ふふ奏まはれり、此時観世新九郎豊勝子息新九郎豊重、もじめく役義仰付らふ、時ふ年十四あり、同月十六日新九郎豊勝隠居御免あり、則入道して、如斎宗治と号す、こき奏府中の支あり、

**万治元年六月九日、左近重成卒す、年五十八**

重成は、五月中旬の頃より、癰疽左右ふ出く煩ひたりしぶ、六月八日寅刻ふ没あり、然ふふ余命は、九日として披露あるし、あり、かき今九日を以て忌日と世り、

法名　大慈院心誉観南真音似閑齋安休居士　院号誉号は、寛文三年八月ふ

謡ふ事
処あり、

○十一世重清 号宗玄

左近重清代に嗣、後更て宗玄と云、重清一子ありしが、将軍家御近習に召上られ、後に藤木源右衛門と云、正名岡言に、重清有一子而亡似と云ふは、こ是に依て、宝生九郎の弟、宝生重友が子、三郎次きが謂あり、郎重賢を養ひて業を纘しむ、正保三年、左近重成、七本松にて、日数勧進能行ひし時、重清も父と俱に勤め、万治元年十月、左近重清、日数十六日、十七日、廿一日、勧進能行ひぬ、時に重清二廿三日、凡そ四日あり、一代能として行ふ所きを、重十六歳あり、此はとゝ父重成の成今年六月に没して、其変あらば、さて有所きを、とあらば、父が本意を遂むが為に、寛文二年四月十八日何其志とば継て行ひし物あるべし、

某殿政房公酒井雅楽頭殿をば招請あわて、左近重清に、仕舞囃子行ひし給ふ、此時幸小左未門、花筐の一調を撃しが、謡はあり、其時起端より謡出さしと、端より謡ひ出して、曲舞より進藤権右工門同音せしとあり、序に云、寛文五年、或書林、花傳書と号して、活字板を彫刻して世に行ひ、凡て八冊あるが、毎冊世阿弥の名を記せり、然きど、此は偽書あり、世阿弥著作の正本には非ず、或云、今世花傳書として板刻を、本は今春家の傳書をと彼是とり混ぜ、偽作なる物あり、と云ふは、さと有ず、活板の後に板刻さふ、ぶ今一部あり、こきと俱に花傳書の板本世に二部あるあり、偽作あるべし、活板の同じく十二年、左近重清一代能として、方は、古雅ある物あり、

九月十四日より、日数四日の勧進能行ひぬ、第二日に天鼓の小鼓観世新十郎あり、後の一声、太夫謡の打上以後、大鼓は、大蔵源六源太は乗拍子なく打、新十郎は乗ずに打しとあり、宝永三年謡百番板刻成せり、世に鴉羽入の百番と云、山本長兵工の開板あり、天和三年謡百番

板刻成る、山本長兵衛開板せり、世に外百番の仮名本と云、序云、天和元年服部宗巴の弟子なる武村甚左エ門定勝と云者、洛東双林寺中林阿弥ふく服部宗巴の追薦として、始めて素謡の會行ひぬ、こゝに今世、京師ふく素謡者流の出會行ふ度の権輿あり、こゝらの委しき由は、世々之蹟と云書ふ記したるに、今は畧しぬ、中〻貞享元年洛東向旭山正立寺の僧慧空、勧化助勢の為に謡の文辞の佛語ふ因たる物をとり出て、談話せしに、其徒衆こゝに輯録して、謡法音鈔と号し、彫刻して、世に行なひて、代て佛書に依りて註釈をふ物あり、貞享四年全部五冊あり、毎冊施主助力の人名をば記さず、

東山天皇御即位ありて、六月廿六日廿七日両日御代始の御能行ひを給ふ、其時開口の祝章は、伊東宗恕こゝを奉りて制作す、開口の祝章云、夫神明の昔より、天津日嗣を傳給ひ、御裳濯川の流も絶ざ、八島の外も浪静あり、さるに鷲鳳も庭階ふ舞ひ、賓連も房戸ふ生ふ例し、今の御世ふ引出はゆく、五風十雨の徴迄、愛たのもる時とかや、れく九句あり、按に、天子御能の開口には、御代とうやと云、將軍家の開口には、時とかやと云ふが定まる例なり、然に此時の開口の結句を御代とかやとは云で、時とかやと云ふは、例ふ違ふふが如くあるべど、此は既に、今の御代に云〻と云ふが故ふ其心もらひとして、結句を時とかやとは云へ、開口の脱は、石井弥兵衛奏ずたりぬ、同年十月四日、左近重清卒す、年五十五

法名 恵日院光誉月心宗玄居士

○十二世重賢号周雪

左門重賢代を嗣く、重賢、小名三郎次郎と云、後更て十郎左衛門と云、入道して周雪と号す、重賢は、色と宝生九郎の弟宝生重友が子ふなれば、故ありて十一世重清の養子と成く、観世の嗣とふ見れば、重友は重清の重賢一男二女あり、男子は三郎四郎

と云、早世せり、延宝八年四月十七日卒す、法名一元童子　重賢七歳にして生質放佚あり、常に疾と称して、家藝を力めず、業を攢む事を辞す、正名

岡言に、時人嘆曰惜哉、無背無側と云へり、かき重成入道安休の四男、服部重治或は守堅

とと云、後更めて、玄入と云へり、の一子、織部滋章をして、業を攢しめ、其身は京に隠居して、益遊宴を事として在しが、年五十に成ふむとして、年来の怠慢とは、慨く思ひ忽ち奮を発して、藝事に苦心し勵み行ひしかば、晩年に至りて、其妙を得たりとなむ、寛文十二年、九月、義父左近重清一代能には、重賢しばゞ三郎次郎と云て、年十五の時あるが、俱に能行ひぬ、妄に一奇話あり、延宝年中の頃、観世座に、日吉八兵工と云者あり、常に薬師十二神を信仰せり、此八兵工の甥に、八郎兵工と云者ありしが、少し鈍き生まれつく、

何と云ふ渡世の業もあらで、八兵工苦労ふしぬ、さるは日外懇意なる書物屋を頼みて、八郎兵工に書物類を商ひさせて渡世にさせしに、然る所、或武家方へ価銀三百目ばかりの書物商ふ所へ、仲間ふく、書の品々見つくろひ、彼屋敷へ趣く、途中ふく、仲間と覚しき者来かゝりしが、八郎兵工を見て、其書の来ふが遅きを故に、もき迎として来ぬ、いざ請取へしと云、八郎兵工金釈して、今参ふ所へ、もきは、其由立帰りて、よく取成しとられよと云ふを、否そきふくは、主人合点致さじと云、さる荷物引たくわく、疾く馳行うちに、姿を見失ひぬ、八郎兵工は、もう〳〵其屋敷へ行く、途中の荒増物語て、急わを申しかば、此方よりさる者遣せし事ふし、思ふに盗人にたゞかりきし物成へし、白直に物とらふは、いと空気たる事よ、あゞと云く、却て人々の笑ひ物に成ぬ、八郎兵工は閉ふくち惜しく思へども、為むもなしとて、やゝ〳〵伯父八兵工に相談せむに、常々空気呼はりの逢事あきばかる事閉付ふば、いのふ云責らきむと知へうらむ、今は自害せんよりの外ふ、良計ふしと思ひて、已に部屋に入、既に自殺せむとせしを、下人、とと見つけて、眼差をうゞひ、さるく〳〵ふそのしこしら面て、其の由を尋ぬふに、八郎兵工はありし次第を依く、西目ふさふ自殺せんとふよ事あきば、やゝ〳〵下男は、八郎兵工と伴ひ、伯父八兵工が許へ行く、悲く

語を相談す、八兵工暫く考へて云、定めて盗人をば見知りたるらむと問ふ、否、何の間と云ふ、さても無念の事のあるべし、八兵衛の身上をば、果さんとて行しが故ふ、更ふ覚えぬと云ふ、さても無念の事のあるべし、八兵衛の身上をば、果さんとて行しが故ふ、更ふ覚えぬと云ふ、此盗賊見出さずは生ふ甲斐あらじと思ひ詰く、其日より、精進潔斎して常ふ信仰あるに十二神ふ、一七日の祈願をかく、さて七日ふ満ずふ日、池端の古本店へ行く、彼方此方見回ふふ、跡のこもあき註義物あるべば、忙然として、或本店の側ふた、だずみ居し処ふ、沉男来るしふ、其書店の主人ふ向ひて、此ごとの貴物の特明ふ申置きを云やと、八兵工此者こそ彼盗賊ならめと、ふと心ふ浮ミけきば、已き何方へ行のかはべきと、ひしひしと取かくるに、男と書店と、是は何事ぞ、いと無忽なりと云、八兵衛は大音声ふく、おのれ盗取し書物どを一々相渡さぬふ於ては、公儀へ訴へ申さんきと註義ふあえ、もべしとひしひしと、ひしと、欠き云、驚き騒きあきば、町中ふ出合く、兎角云ふ処ふ、彼男、誤ふ申たり、此上は、ぬくふく御請取下さきよと、ひさ詫ふ詫言して、盗し書物どを、一つも残さずく返し戻しぬ、さて後、八兵衛人ふ語るけふは、其時の始末どとはら〳〵考ふふ、中々目分の支覚とは思はえず、全くナ二神の加護ふふ、驚しと思ふ由は、其時それ彼盗人よと誰が教へ申ふ、そきと、心ふ浮ふしは、唯事ふはあらざり所と語るけふとあむ、いと

不思議の事ふ有けふ、ふ〳〵天和年中ふ齋藤次郎三郎と云ふ御能役者あり、しが将軍綱吉公御懇あらせらきて、召出さきて、齋藤新八郎と改名して、御廊下番ふ、桐の間番、陵は御次番、近段々御取上あり、相勤しが、然ふふ新八郎は不受不施の日蓮宗ふあり、或時二月朔日日光御鏡餅頂戴の節、新八郎ふと下し賜えらむとの御意ふあれば、頂戴仕ふべき由仰付らきし処、新八郎申上ふは、私宗旨の法ふ〳〵御鏡頂戴の義は、御免仰付らん度旨、辞退申上しふば、さらば、改宗致せ、致さ旨、再三ふ及ひ仰らるるとも、恐ふあり〳〵此義は御免仰付られ下さるとも、強く申奉ふとも、宗旨の法ふきば、譬上意ふ背き上ふふ依く、終ふ遠流ふ仰付らきしとあり、其後不受不施の日蓮宗御改宗ありく、其宗旨の寺とは滅亡せりとあむ、此事武林隠見録と云物ふ見えぬ、元禄年中左門重賢、京師の第宅ふ隠居ふ、名を十郎左衛門と改め、世をば心の随ふ過し所、かくて心ふ遂し時は、琴古能あど行し所、其時の同音は、服部宗巴の生徒ふ行通り、宗巴は、九世身委入道黒雪の甥ふく、福王家五世の嗣とあり、支の由どとは、八世元尚の譜ふ記ふ如し、もく宗巴は延宝元年五月廿二日

ふ卒して、此時は子息茂兵工盛信の代なり、盛信も亦た京ふ隠居して、名を宗碩と改め宗巴の跡を継て、素謡の業を行し、宝永三年十郎左衛門重賢、竹田権兵衛廣貞（廣貞は今春七郎氏勝が子ふて、八郎安昭入道禅曲の為には孫なり、則哥舞名物日異鈔たゝ徳華岡老拙なりどと著を弘人なり、と倶ふ謀て、京極下御霊社地ふゝ、観今両流、隔日替りの日数勧進能行ひ以、此時観世方の當日開場殊ふ早く、今春流の日の時はさとあらさわしとなむ、かゝ弘張行は、希代の物見なりとて、いと繁昌せしと云む、此時観流の地謡をば、宗碩の徒衆行為て、ひしと同じく四年十月重賢京を立ゝ、江戸迄帰る、後ふ入道して、なむ、此時観流の日音は、諸流の徒、打混じて行名を周雪と号し、重賢京出立の前ふ、服部宗巴の弟子なる武村甚左工門定勝ふ徒衆六人、重賢を頼まるらもて、観氏の徒弟となり以、其人々は、吉村七右工門、井上次郎右工門、嶋名多右工門、林喜右工門、岩井七郎右工門、中村六

右衛門、凡て六人なり、此内島名多右工門と云弘は、浅野太左衛門弟次ふ取立し者なり、たゝ此六人の内、吉田島名中村の三人は家亡ひゝ、残き弘三氏ふ累代ゝ弘処なり、こゝ此三氏の徒の観氏ふ属まるゝらもし、夜の始ふなむ有け弘是らの事実どもは凡ゝ世に之跡ふ委しけきば、彼書ふ譲るゝ、今は略きぬ、さゝ後重賢入道周雪は、三十年餘を存命して、延享三年四月廿三日ふ卒しぬ、年八十九、

法名　演慈院辭誉照山周雪居士

○十三世滋章号玄用

織部滋章代を嗣（滋章をしめは重記と云中ふ治章と云へ）、後更て玄用と号す、二子なり、長を三十郎清親と云、業を纘ぐ、次を三郎次郎共方と云へ、元禄九年歳有院殿（家綱公）十七回御忌ふ附て、御能行を

せらるゝ、織部滋章参詣ありて、同じく十五年九月京都北野七本松内野にて、子息三十郎清親と倶に、日数四日（十八日、十九日、廿四日、廿五日）の一代能行たる、總構南北八十間、東西七十間半舞台南に面橋掛り十一間打傍札京師五箇所に掛る、一条室町辻、二条室町、三条大橋西之方五条京極、四条新町、凡そ五ヶ所あり、傍札の文は、来る十八日より北野於七本松内野観世大夫殿勧進能御仕出し御望の方可被成御見物也九月七日、かくの如し、此時の傍札、今に大宮観世の舞台に残り居るなり在あり、まゝ此と同じきお今一枚雑式衆の内、某ゞ家に持傳へしが在と聞る、此傍札は、いたゆる建札には非ず、掛し物と見えて、札の上の方に鍬をば附たり、今江戸にも有るなり勧進能の傍は建札にて、文言のやうもいと別なり、其は十五世元章の諸に記せるを見て知るべし、通切手札の料紙は、加藤遠江守殿より出るなり、さて先例ありとあむ、札紙初日は松葉の浪入、第二日笹葉、第三日紅葉、第四日柳葉あり、何れも其葉の形をば浪へし物なり、札は、初日定め

し前日の霄、夜時より、子時迄に賣渡せり、枝敷は将軍家、西門跡、奉行所、これらを除く、其余凡て八十八軒あり、上桟敷料銀七枚、下桟敷料銀五枚あり、畳敷一畳銀一枚、中桟敷十枚、追込の部は畳の料見をはからず、此時円音お

こなふ徒衆の列座の次第を定むず、為に京地の徒衆一人毎に、同じ謡の曲舞うたゝせて、織部滋章それ聴とこのちく其勝劣を以て、同音の看座、前後の次第をば定められぬ、然に山村安右衛門、浅野太左衛門の両人は、勝劣別がたく、依て両人隔番に入替りて相勤る由定められぬ、同音の徒江戸座八人、京座二十四人、凡そ三十二人あり、円音の徒、江戸座の分、日吉重兵工、福王甚五兵工、矢田重右工門、弥右新兵工、未本九兵工、梅若助右工門、弥右小四郎、服部作右工門、凡そ八人あり、京座の分、喜川八郎右工門、

高橋十郎兵工、皆山七郎兵工、山村安右工門、浅野大左工門、山村
（浅野隅の両人相撲も番入）吉田七右工門、山本三郎右工門、井上次郎右
工門、島名太右工門、田中孫左工門、浅野清左工門、林喜右工門、
岩井七郎右工門、宇佐美源右工門、山本権右工門、池田甚右工
門、山田五郎左工門、前川貢左工門、皆山源兵工、荻原孫三郎、安
井五郎兵工、中村弥三右工門、中村平兵工、本多半右工門、凡く
二十四人あり、日音列座の順次かくの如し、此時かちんの素
袍一具そら色一具、紋所は、雪ふずるの中に矢車あり、日音方
の徒一統袍二具宛出さるき、各これを着用をり、此列座の内、
命を累代を名家々は、浅野、井上、林、岩井、園これらあれども園
久兵工宗祐は、服を動しが、出ずりしあり凡
て此時の日音は他流の徒といへども、出動を望む輩多き
其役のわどと試として、動めさせしあれそは諸山七郎兵工、
た皆山源兵工あどあり、其余も他流の徒一両人これなり、
皆はれくおはらあり、同じく九月廿九日仙洞上宮御、織部滋
ずし爰と見えたり、
章を召れて、御能行れたりふ、御能凡く十番あるが其内高砂
檀塀、三輪、梅枝、猩々乱、の五番をば、滋章奏まつり、梅枝は御

乞能とあむ、同じく十月三日六日の両日、諸司代松平紀伊守
殿、滋章を召て、御能行れたりふ、前度三日ふは、御能九番ふふ
が、其内卒都婆小町、天鼓、融、乱、の四番滋章これを行ふ、乱は御
所望ふ依て行ふ、後度六日ふは、定家、龍田、橋弁慶、葵上の四
番滋章これを行ふ、葵上は御所望ふ依ところあり、此時も御
能凡て九番あり、宝永五年十月廿六日、江戸大城西之丸御能
奏、御中ちあり、享保元年七月十一日、滋章、年五十二ふして卒し
ぬ、其時の辞世の句ふ云、空蟬のもぬけのかこち飛さりて、只
何事も夢の一唱
法号　観心院静誉徹機玄用居士

○十四世清親号玄雲（以下欠）